

令和6年度
水質検査計画

鹿屋市水道事業
鹿屋市上下水道部工務課

～目 次～

■はじめに

1, 基本方針	P 1
2, 水道事業の概要	P 2
3, 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況	P 1 4
4, 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由	P 1 8
5, 水質検査方法	P 2 1
6, 臨時の水質検査	P 2 2
7, 水質検査の自己／委託の区分	P 2 4
8, 水質検査計画及び検査結果の公表	P 2 5
9, 関係者との連携について	P 2 7
1 0, その他の留意事項	P 2 8
1 1, 水質検査結果	P 2 9
1 2, 備考	
採水日程表	
水質検査採水地点一覧表	
各種水質検査表	
「水道水中のクリプトスポリジウム等対策指針の実施について」 の指針設定概要	
水道法施行規則第 1 5 条の要約	
水質検査実施対策フロー	

■はじめに

近年の水道を取り巻く環境は大きく変わってきており、とりわけ、水質に関しましては様々な対策また情報の公開等が必要とされています。新たな化学物質の問題は全国的にもその対策が急務とされています。

このような状況を踏まえ、水道事業者（厚生労働大臣の認可を受けて水道事業を営業者）は、この「水質検査計画」で、水質検査を行う場所、項目、頻度を明らかにすることで、水源別に抱える管理上の問題点や、みなさまのご家庭へ配水されている水道水の水質状況等を明らかにしています。このような情報を住民のみなさまに公表することにより、現在、鹿屋市水道事業が抱える諸課題を知っていただき、水質保全、水源保護などをはじめとする事業経営上の諸問題をご理解頂くことを目的としています。

安全で良質な水道水を供給するためには、徹底した水質管理を行う必要があります。しかし、その一方で、水質管理を行うためには相応のコストが必要で、そのコストは利用者のみなさまから頂く水道料金によってまかなわれており、水道料金を抑えながら安全で安心な水をご使用いただくには、水質検査を的確に行い、適切な水質管理を行うことが重要となります。この水質検査計画においては、鹿屋市水道事業が抱える水質管理上の問題点をご理解頂いた上で、地域の水質管理を一緒になって考え、行動して頂ければ幸いです。

鹿屋市水道事業では、今後も水質の状況に応じた水質検査計画を行い、利用者のみなさまにより安全で安心な水を供給できるよう努めてまいります。

1. 基本方針

水質検査を的確に行うために、合理的な効率化を図り、安全性を確保しながら水質検査にかかるコストを低減します。「水質基準に関する省令」に定められている基準項目におきましても、地域や水源の特性、水源周辺環境、過去の検査結果を検討の上、検査頻度の低減を行います。

臨時に行う水質検査については、実施する際の要件、実施方法の原則について明らかにします。なお、採水箇所については、給水栓（各配水系末端地域）を原則とします。

また、水質管理目標設定項目につきましても、各地域での農薬等の使用実態を踏まえ、変動を監視すべき項目について検査を行うか検討します。

さらに、原水水質につきましても、水道事業における水質管理の基本であると共に、その水質変動は、今後の水源保全の基礎データともなるため、原則、年次変化を把握できるよう定期的に水質検査を行います。

水質検査の実施箇所及び頻度につきましても、検査項目同様にコストと安全性の双方の観点より、最も合理的かつ効率的な地点と頻度を選定するものとします。

その他、水質検査に際しましては、検査及びその結果に伴う対症療法的措置のみを意識するのではなく、水質管理の観点から専門機関や関係各位との継続的な連携による水源汚染の予防措置を重視して、計画及び検査の実施を行なっていくものとします。

水質検査	: 水道水について水質試験を行い、その結果を水質基準項目ごとの基準値や塩素消毒の基準に照らして、適合しているかどうかを判定することを示します。 なお、水道水とは水道事業者が供給する水をいい、自家用水（家庭・工業用井戸水）は含みません。
水質基準	: 水を利用し、供給し、または排出する際に、標準とすべき基準で、水道水については51項目の基準項目が定められています。
給水栓	: 一般に家庭で使用されている蛇口、水栓、カラン等と呼ばれています。
水源	: 一般に取水する地点を指します。当事業の水源の種類として、湧水、河川表流水、浅井戸、深井戸等があります。
水量 1 [m ³]	: 水質検査計画では、水の量を[m ³]（トン、リュウベイまたは立方メートル）という単位で表しています。その大きさは、1 [m ³]のとき・・・ 一人当たりの使用量・・・約 2.8 日分（1人1日350ℓ使用した場合） 風呂釜・・・・・・・・・・約 5.0 回分（1回200ℓ使用した場合） ※数値は、あくまでも一般的な目安です。

2. 水道事業の概要

鹿屋市水道事業は、23か所の水源があり、湧水、井戸、もしくは河川から取水しています。各水源の水を浄水施設にて浄水処理した後、配水池に一時貯水され、みなさまの給水栓へと配水されています。

1. 給水状況

区分	鹿屋市水道事業		
	令和4年度	増減	増減率
給水区域内人口(人) (給水区域内における人口)	96,573	△900	△0.92
給水普及率(%) (現状における給水人口と 給水区域内人口の割合)	98.43	0.02	—
現在給水戸数(戸) (給水契約の対象と なっている戸数)	48,109	92	0.19
計画1日最大給水量(m ³)	42,600	—	—
1日最大給水量(m ³)	38,367	517	1.37
1日平均給水量(m ³)	34,845	210	0.61
主な浄水処理方法 (飲料水として適合するよう 処理する方法)	滅菌消毒(次亜塩素酸ソーダトリム) 緩速ろ過方式 紫外線処理	—	—

※令和4年度決算より

2. 配水系統別施設概要

(1) 共心配水系統

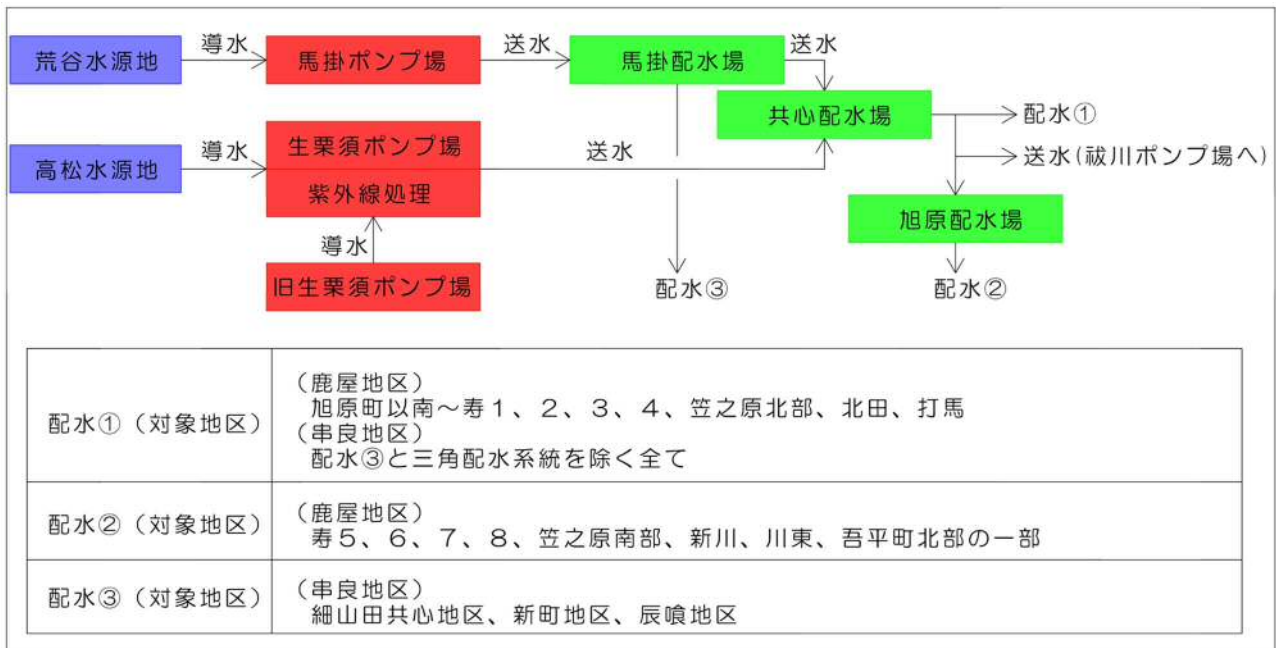
主に荒谷水源地及び高松水源地の2か所を水源地としています。荒谷水源地と高松水源地から取水し、生栗須ポンプ場にてクリプトスポリジウム不活化設備である紫外線処理装置にて処理された後、共心配水場へ送水及び配水しています。

高松水源地は、河川と山に挟まれた場所にあり、山から湧き出した水を集水路にて集水しています。過去の指標菌検査で指標菌が検出されたことがある水源地であるため、紫外線処理装置と濁度計を整備してあります。

荒谷水源地は、山に囲まれた地形で、山から湧き出した水を集水槽にて一時的に集水した後、導水管にてポンプ場まで導水しており、鹿屋市で最も取水量の多い水源地となっています。

(2) 馬掛配水系統

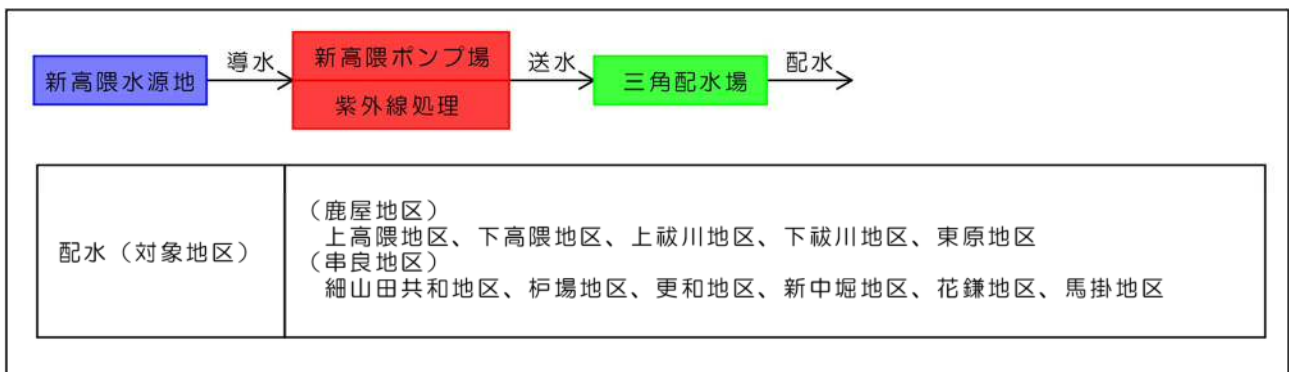
馬掛配水場から共心配水場へ送水する一方で、馬掛配水場からも配水しています。(1)で述べたように荒谷水源地を水源としており、馬掛配水場は中継的役割を担っています。



(3) 三角配水系統

新高隈水源地から取水し、クリプトスポリジウム不活化設備である紫外線処理装置にて処理された後、送水ポンプで三角配水場へ送水しています。

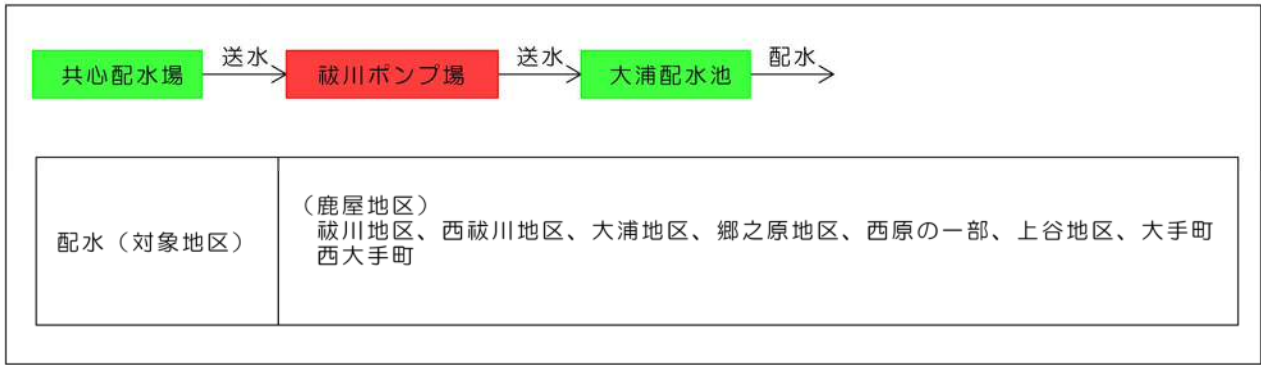
新高隈水源地は、山中から湧き出る湧水を集水路にて堰止め取水しています。過去に指標菌が検出されたことがあるため、紫外線処理装置と濁度計を整備し、濁水が発生するような大雨等に見舞われた時は、一時的に取水を停止します。



(4) 大浦配水系統

共心配水場から送水され、祓川ポンプ場を経由して大浦配水池へ送水しています。

祓川ポンプ場は、元々水源地として利用していましたが、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素値の基準値超過に伴い、取水自体は行っておりません。現在は中継ポンプ場として使用しており、フロー図のとおり、共心配水系統の一部となっています。



(5) 柳配水系統

高牧第1水源地及び高橋ポンプ場から取水し、柳浄水場へ導水しています。柳浄水場では、緩速濾過池にて不純物等を取り除き、配水池には濾過水を導水しています。

高牧第1水源地は、高須川水系高牧川の上流部から取水しており、取水、沈砂、着水、ろ過浄水処理、貯水の工程を経て配水しています。

河川を水源とした施設であるため、降雨による濁水時には取水を停止しています。また、クリプトスポリジウム対策として、緩速ろ過法に加え高感度濁度計による常時監視を行っています。

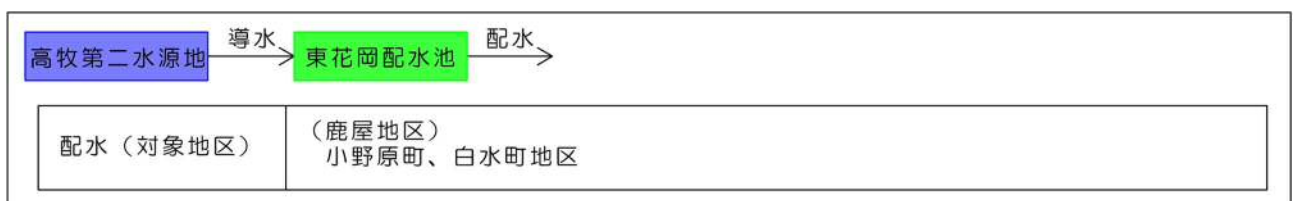
柳浄水場は、緩速ろ過池による砂ろ過を行っており、浄水処理方法としては、水道が普及する以前から利用されている信頼性の高い緩速ろ過法を採用しています。また、水質が良好であるため、次亜塩素酸ナトリウム以外の薬品は利用しておりません。



(6) 東花岡配水系統

高牧第2水源地から取水し、東花岡配水池へ導水しています。

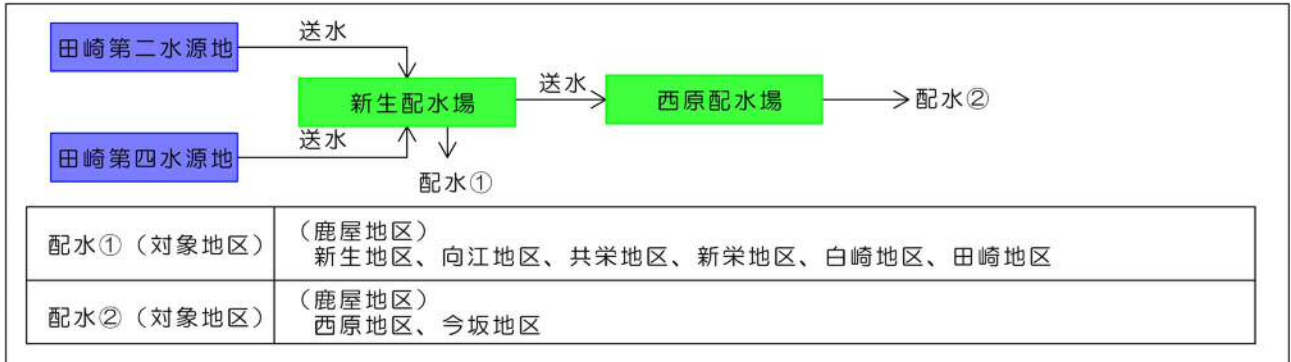
高牧第2水源地は、高牧第1水源地の河川起点部の湧水を取水しており、自然流下により東花岡配水池まで導水しています。過去に指標菌が検出されたことがあるため、今後、対策指針に基づいた施設整備を計画しています。



(7) 新生・西原配水系統

田崎第2水源地と田崎第4水源地から取水し、新生配水場へ送水しています。また、新生配水場のポンプにて西原配水場へ送水する一方で配水もしています。

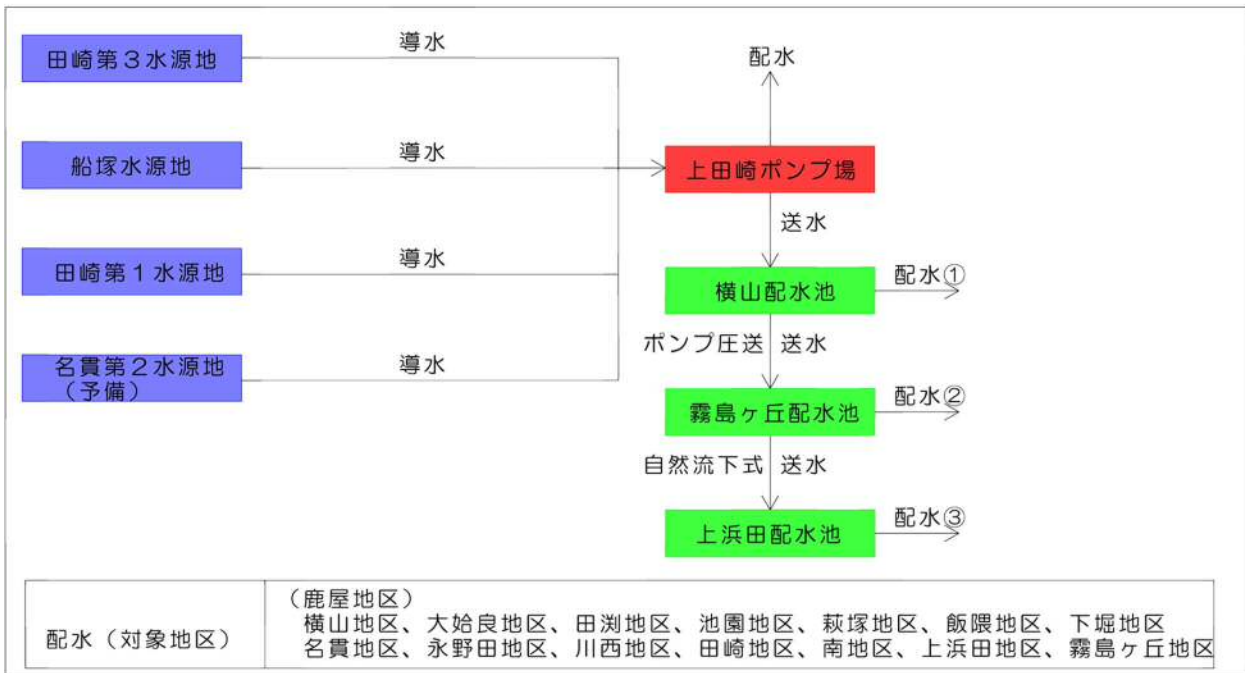
田崎第2水源地及び田崎第4水源地は、深度50メートル以上の深井戸から、井戸内に設置した水中ポンプにて取水しています。この地域は、地下水が豊富に存在すると考えられ、鹿屋市では湧水に次ぐ取水量となっています。



(8) 横山配水系統

船塚水源地、田崎第3水源地及び田崎第1水源地から取水し、上田崎ポンプ場ポンプ槽へ導水しています。そして、上田崎ポンプ場送水ポンプにて横山配水池へ送水しています。

この3水源は、全て深井戸であり、水量も豊富に存在し、水質的にも問題ありません。鹿屋市の南部域に配水している中核的施設であるため、不測の事態に備え名貫第2水源地が予備水源としてあります。



(9) 古江配水系統

古江第2水源地から取水し、古江第2配水池へ送水しています。

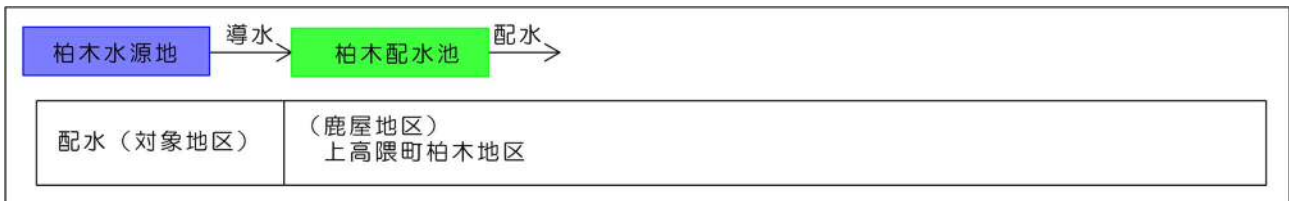
古江第2水源地は、山肌から出てくる湧水を水源とした浄水施設です。錦江湾が近くにあるものの、海水による影響は全くありません。過去に指標菌が検出したため、対策指針に則った管理を行っていますが、今後施設整備等の対策が課題となっています。



(10) 柏木配水系統

柏木水源地から取水し、柏木配水池へ導水しています。

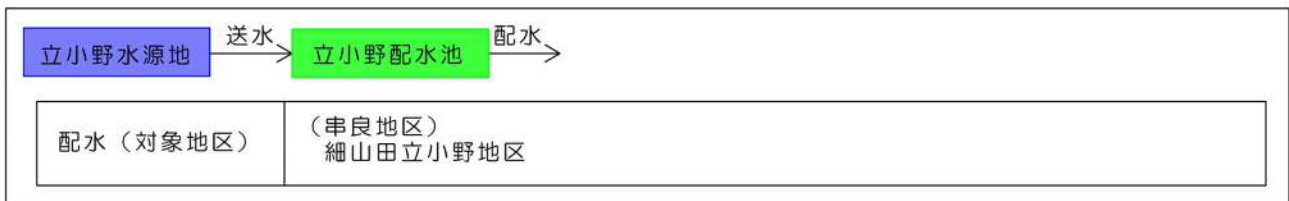
柏木水源は、山から湧き出る湧水を取水しています。山奥を水源とした施設であるため、災害時等の応急対策が困難な施設であり、今後、施設整備等の対策が課題となっています。また、使用量が少ない系統であるため、残留塩素濃度が高濃度にならないよう注意している施設です。



(11) 立小野配水系統

立小野水源地から取水し、立小野配水池へ送水しています。

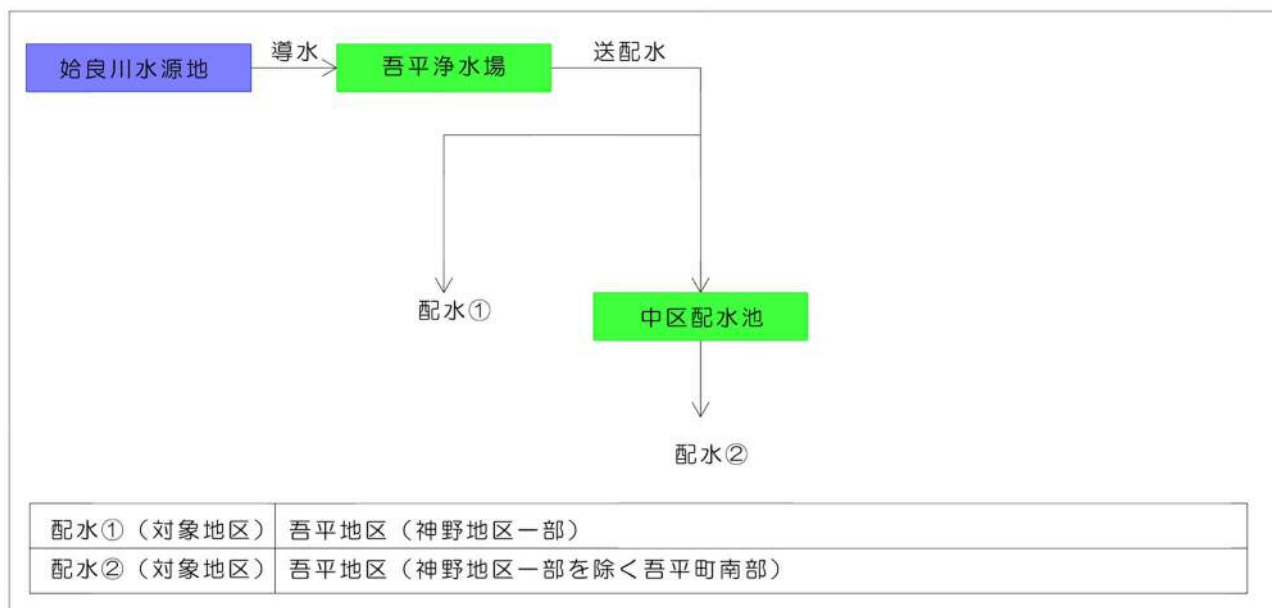
立小野水源地は、山から湧き出る湧水を取水しています。使用量が少ない系統であるため、残留塩素濃度が高濃度にならないよう注意している施設です。



(12) 吾平中区配水系統

吾平第1水源地は、始良川の上流起点から表流水を取水し、水源としています。浄水場でろ過をし、高区配水池及び中区配水池を経由し吾平町地区に配水しています。

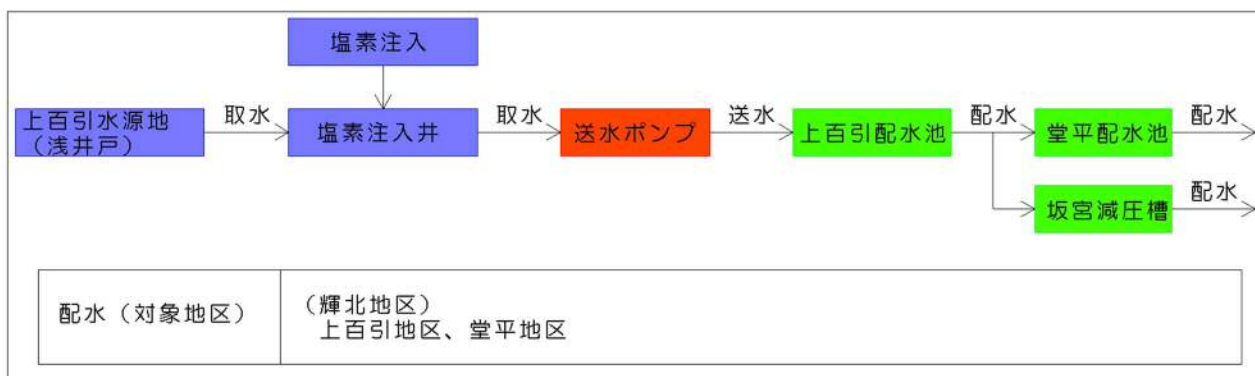
新規水源として開発された吾平第2水源地は、平成28年度にマンガン及びその化合物の結果値が上昇傾向にあることが判明したため、取水を停止しました。これにより、現在、中区配水池の配水区域を吾平第2水源地の配水区域であった低区配水系統まで拡大しています。今後は、配水区域の変更や水源開発を計画していく予定です。



(13) 上百引配水系統

上百引水源地から取水し、上百引配水池へ送水した後、堂平配水池や坂宮減圧槽を経て配水しています。

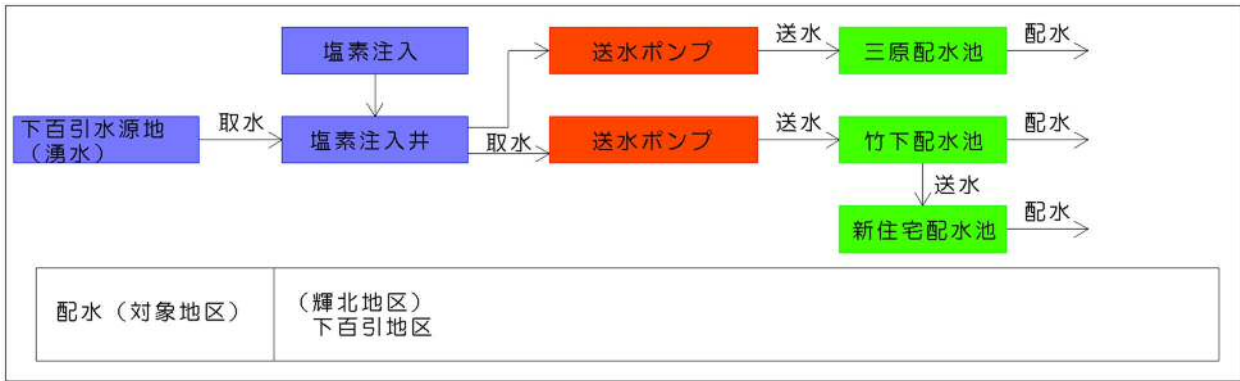
上百引水源地は、輝北総合支所所在地より北東方向約500mにあり、唐鎌水源地が隣接しています。水源地は四方約300~500mが山林に囲まれており、用水路と山に挟まれた場所に位置しています。水源は、地上からの深さ約5mの浅井戸から地下水を取水しています。また、水量は豊富です。



(14) 下百引配水系統

下百引水源地から取水し、三原配水池、竹下配水池に送水しています。竹下配水池は配水される一方で、新住宅配水池に送水しています。

下百引水源地は輝北総合支所より、東南約5kmの下百引郵便局の付近の町内会にあり、堂篁川に隣接しています。この原水は、堂篁川と車道との間に挟まれた場所に河川水位より約1m上で湧きだしている湧水です。また、水源地からの水は、竹下配水池、三原配水池の2箇所の配水池へとポンプで送られ、そこから各家庭へ配水しています。



(15) 唐鎌第1 配水系統

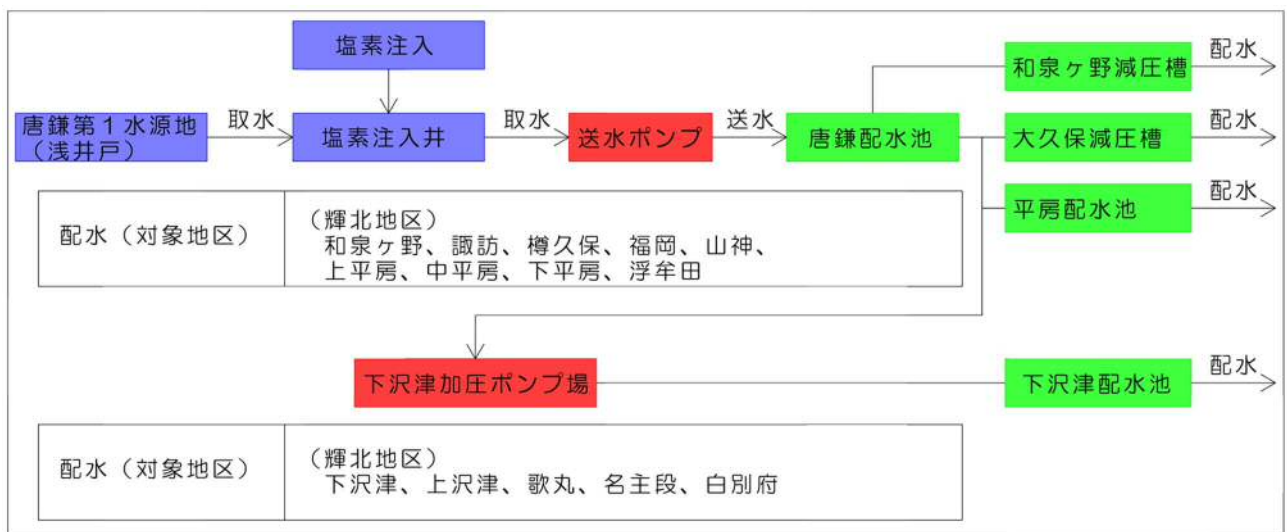
唐鎌第1 水源地は、輝北総合支所所在地より東北東へ約 600m の標高 245m 付近にあります。水源地から東へ約 1.2km の所に唐鎌配水池があり、東北東へ約 3.2km の所に平房配水池があります。唐鎌地区は愛石・櫛久保までとその北西側で給水区域が分かれており、北西側（下沢津・歌丸・白別府・名主段・上沢津）を除く地域（和泉ヶ野、諏訪、櫛久保、福岡、山神、上平房、中平房、下平房、浮牟田）に唐鎌第1 水源からの水を配水しています。

唐鎌配水池からは、下沢津配水池へ送水される一方で、平房配水池への送水と各減圧槽を経て配水しています。また、上百引水源地と同様に、用水路と山に挟まれた場所にあり、地上からの深さ5mの浅井戸から取水しています。水源地にはニジマスの養殖場が隣接しており、養殖場が原水と同じ湧水を利用していることから、ニジマスが生物モニターの機能を果たしています。

(16) 唐鎌第2 配水系統

唐鎌第2 水源地は、令和4年度をもって休止しました。

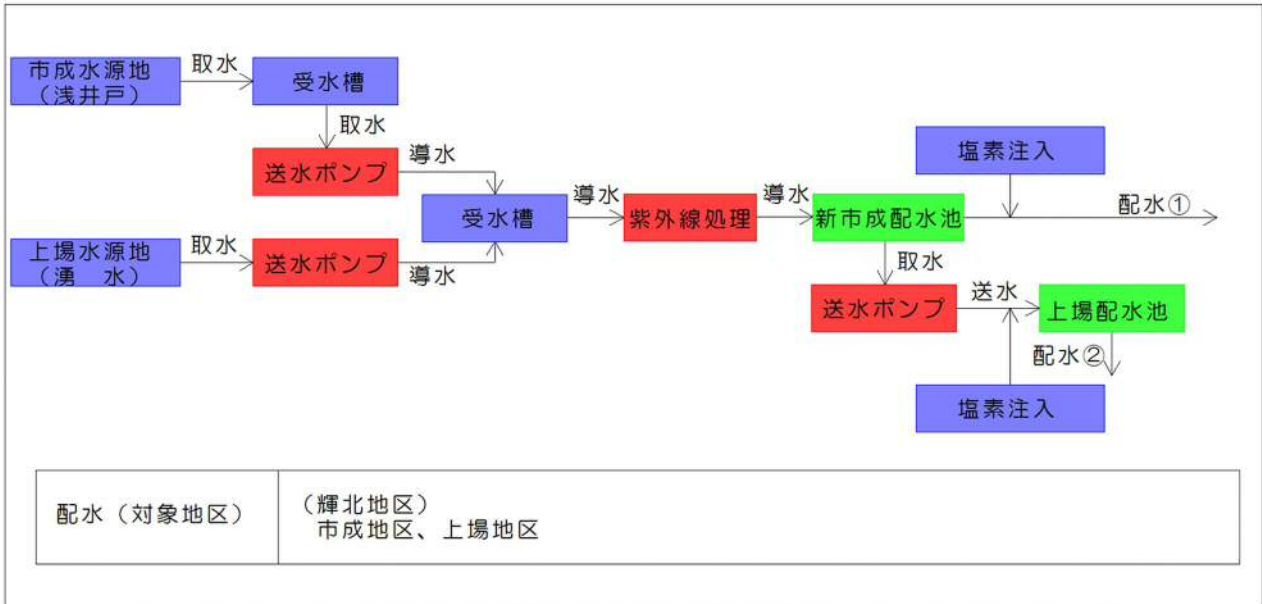
そのため、水量が豊富な唐鎌第1 水源地を水源とする、唐鎌第1 配水系から下沢津加圧ポンプ場へ受水した後、加圧ポンプで下沢津配水池に圧送し、配水しています。



(17) 市成配水系統

市成水源地と上場水源地から取水し、新市成配水池で紫外線処理された後、貯水されます。貯水後は、配水される一方で、上場配水池に送水しています。

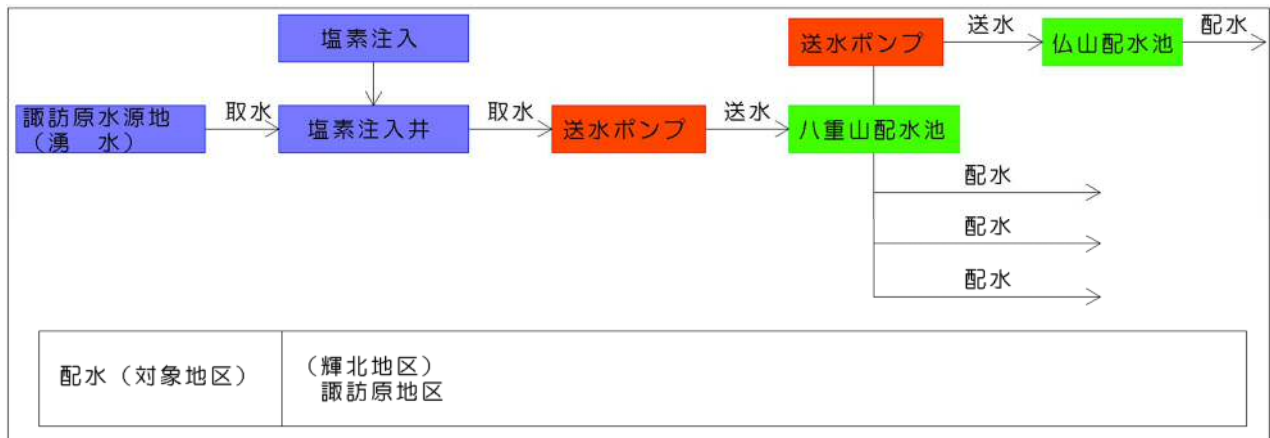
市成水源地は、輝北総合支所市成出張所より北北東約1kmの梅ヶ渡川と山に挟まれた場所にあります。原水は山からの豊富な湧水で、水源地の隣にはニジマスの養殖場があり、原水と同じ湧水を利用していることから、ニジマスが生物モニターの機能を果たしています。



(18) 八重山配水系統

諏訪原水源地から取水し、八重山配水池に送水しています。八重山配水池からは配水される一方で、仏山配水池に送水しています。

諏訪原水源地は、輝北総合支所より、東北東約6.3km、輝北総合支所市成出張所より北東約2.5kmにあります。水源は山林に囲まれた沢にあり、湧き出る水量は豊富です。また、南西約400mに配水池があります。水源の周辺には畑が点在しています。



(19) 岳野配水系統

岳野水源地から取水し、岳野配水池に送水しています。

岳野水源地は、輝北総合支所より西約3.7kmにあります。また、水源地より北北西約1.4kmに岳野配水池があります。原水は、深さ約50mの深井戸から取水しています。



不活化：細菌類の感染力や増殖する力を奪うこと。

取 水：地表水、河川水、湖沼水及びダム水、地下水から適切な取水施設を使い原水を取入れること。

配 水：浄水場において製造された浄水を水圧、水量、水質を安全かつ円滑に需要者に送ること。

導 水：原水を取水施設から浄水場まで送ること。導水の方式としては、自然流下方式とポンプ圧送方式に分類される。

緩 速：1日4～5mの遅い速度で濾過し、そのとき砂層表面や砂層内部に増殖した藻類や細菌な濾過池 どの生物によってつくられた粘質の膜(生物濾過膜)によって水中の不純物を除去する方法。

ポンプ：回転運動または往復運動により、水を移送させるもの。

3. 施設概要

当事業の配水区域は、21の浄水施設と24の配水系統があります。それらの中で、配水区域が広域な配水系統は、採水位置を複数箇所選定してあります。よって、採水地点数は、24か所となります。

浄水施設概要 (その1)

配 水 系 統	共心配水系統		旭原配水系統
浄 水 施 設	生栗須ポンプ場		旭原配水場
施 設 名 称	共心配水場		旭原配水場
所 在 地	串良町細山田		鹿屋市旭原町
水 源 地 名 称 (原 水 の 種 類)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒谷水源地 (湧水) ・ 高松水源地 (湧水) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒谷水源地 (湧水) ・ 高松水源地 (湧水)
計 画 取 水 量 (m 3 / 日)	18,700 (馬掛・大浦配水池も含む)		
浄 水 処 理 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次亜塩素酸トリウム ・ 紫外線処理 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 次亜塩素酸トリウム ・ 紫外線処理
採 水 位 置	給水栓 (寿2丁目)	給水栓 (下小原)	給水栓 (寿7丁目)

浄水施設概要（その2）

配水系統	馬掛配水系統	大浦配水系統	三角配水系統
浄水施設	馬掛ポンプ場	(共心配水系の一部)	新高隈水源地
施設名称	馬掛配水場	大浦配水池	三角配水場
所在地	串良町細山田	鹿屋市大浦町	鹿屋市下高隈町
水源地名称 (原水の種類)	・荒谷水源地 (湧水)	・荒谷水源地 (湧水) ・高松水源地 (湧水)	・新高隈水源地 (湧水)
計画取水量(m ³ /日)	—	—	2,540
浄水処理方法	・次亜塩素酸トリウム	・次亜塩素酸トリウム ・紫外線処理	・次亜塩素酸トリウム ・紫外線処理
採水位置	給水栓(細山田)	給水栓(祓川町)	給水栓(細山田)

浄水施設概要（その3）

配水系統	柳配水系統	東花岡配水系統	古江配水系統
浄水施設	柳浄水場	東花岡配水池	古江第2水源地
施設名称	柳浄水場	東花岡配水池	古江第2配水池
所在地	鹿屋市上野町	鹿屋市小野原町	鹿屋市古江町
水源地名称 (原水の種類)	・高牧第1水源地 (表流水) ・高橋ポンプ場 (表流水)	・高牧第2水源地 (湧水)	・古江第2水源地 (湧水)
計画取水量(m ³ /日)	4,600	540	440
浄水処理方法	・緩速濾過方式 ・次亜塩素酸トリウム	・次亜塩素酸トリウム	・次亜塩素酸トリウム
採水位置	給水栓(浜田町)	給水栓(小野原町)	給水栓(古江町)

浄水施設概要（その4）

配水系統	新生配水系統	西原配水系統	柏木配水系統
浄水施設	田崎第2・4水源地		柏木配水池
施設名称	新生配水場	西原配水場	柏木配水池
所在地	鹿屋市新栄町	鹿屋市今坂町	輝北町上百引
水源地名称 (原水の種類)	・田崎第2水源地 (深井戸) ・田崎第4水源地 (深井戸)	・田崎第2水源地 (深井戸) ・田崎第4水源地 (深井戸)	・柏木水源地 (湧水)
計画取水量(m ³ /日)	4,180		36
浄水処理方法	・次亜塩素酸トリウム	・次亜塩素酸トリウム	・次亜塩素酸トリウム
採水位置	給水栓(西原2丁目)		給水栓(上高隈町)

浄水施設概要（その5）

配水系統	横山配水系統	霧島ヶ丘配水系統	上浜田配水系統
浄水施設	上田崎ポンプ場		
施設名称	横山配水池	霧島ヶ丘配水池	上浜田配水池
所在地	鹿屋市横山町	鹿屋市浜田町	鹿屋市浜田町
水源地名称 (原水の種類)	<ul style="list-style-type: none"> ・船塚水源地 (深井戸) ・田崎第1水源地 (深井戸) ・田崎第3水源地 (深井戸) 	<ul style="list-style-type: none"> ・船塚水源地 (深井戸) ・田崎第1水源地 (深井戸) ・田崎第3水源地 (深井戸) 	<ul style="list-style-type: none"> ・船塚水源地 (深井戸) ・田崎第1水源地 (深井戸) ・田崎第3水源地 (深井戸)
計画取水量(m ³ /日)	7,540		
浄水処理方法	・次亜塩素酸トリウム		
採水位置	給水栓(南町)	給水栓(浜田町)	

浄水施設概要（その6）

配水系統	立小野配水系統	吾平配水系統	吾平中区配水系統
浄水施設	立小野水源地	吾平浄水場	吾平中区配水池
施設名称	立小野配水池	吾平浄水場	吾平中区配水池
所在地	串良町細山田	吾平町麓大川	吾平町上名
水源地名称 (原水の種類)	立小野水源地 (湧水)	始良川水源地 (表流水)	始良川水源地 (表流水)
計画取水量(m ³ /日)	40	1,530	
浄水処理方法	・次亜塩素酸トリウム	<ul style="list-style-type: none"> ・緩速濾過方式 ・次亜塩素酸トリウム 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩速濾過方式 ・次亜塩素酸トリウム
採水位置	給水栓(細山田)	給水栓(吾平町)	給水栓(吾平町)

浄水施設概要（その7）

配水系統	上百引配水系統	唐鎌第1配水系統	
浄水施設	上百引水源地	唐鎌第1水源地	
施設名称	上百引配水池	唐鎌配水池	下沢津配水池
所在地	輝北町上百引	輝北町上百引	輝北町市成
水源地名称 (原水の種類)	<ul style="list-style-type: none"> ・上百引水源地 (浅井戸) 	<ul style="list-style-type: none"> ・唐鎌第1水源地 (浅井戸) 	<ul style="list-style-type: none"> ・唐鎌第1水源地 (浅井戸)
計画取水量(m ³ /日)	390	430	
浄水処理方法	・次亜塩素酸トリウム	・次亜塩素酸トリウム	
採水位置	給水栓(下百引)	給水栓(平房)	給水栓(上百引)

浄水施設概要（その8）

配水系統	下百引配水系統	岳野配水系統	市成配水系統
浄水施設	下百引水源地	岳野水源地	市成配水池(市成)
施設名称	三原配水池	岳野配水池	市成配水池
所在地	輝北町下百引	輝北町上百引	輝北町市成
水源地名称 (原水の種類)	・下百引水源地 (湧水)	・岳野水源地 (深井戸)	・市成水源地 (浅井戸)
計画取水量(m ³ /日)	290	59	210
浄水処理方法	・次亜塩素酸トリム	・次亜塩素酸トリム	・次亜塩素酸トリム ・紫外線処理
採水位置	給水栓(下百引)	給水栓(上百引)	給水栓(市成)

浄水施設概要（その9）

配水系統	上場配水系統	諏訪原配水系統	
浄水施設	市成配水池(上場)	諏訪原水源地	
施設名称	上場配水池	八重山配水池	
所在地	輝北町市成	輝北町諏訪原	
水源地名称 (原水の種類)	上場水源地 (湧水)	諏訪原水源地 (湧水)	
計画取水量(m ³ /日)	130	280	
浄水処理方法	・次亜塩素酸トリム ・紫外線処理	・次亜塩素酸トリム	
採水位置	給水栓(市成)	給水栓(諏訪原)	

配水系統：配水地域を系統分けしたものが配水系統です。

原水：浄水処理する前の水です。

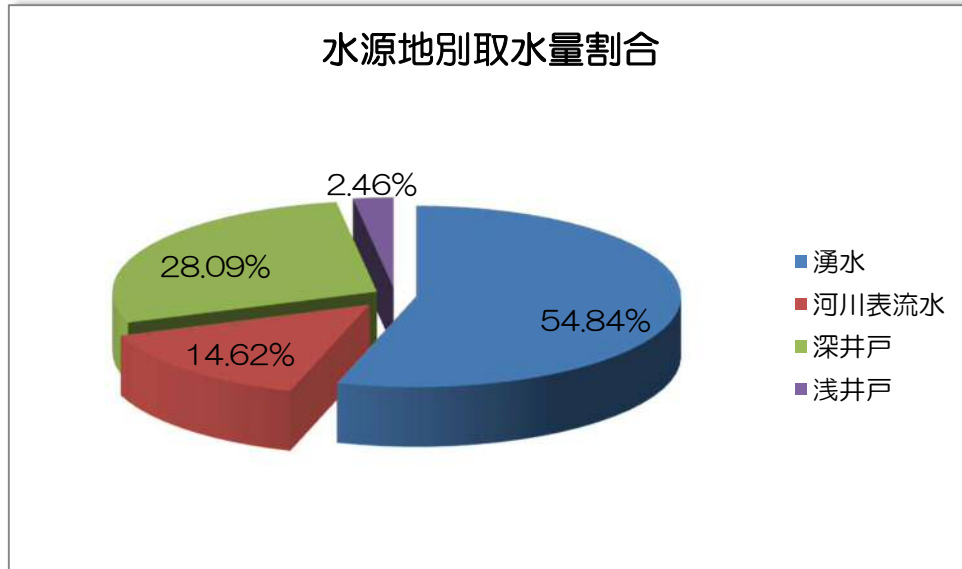
浄水：浄水処理（飲料水にするための処理）した後の水です。

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

当事業が管理する水源地及び浄水処理の種類、原水の汚染状況、要因について記載します。

1. 原水並びに水源及びその周辺の状況について

当事業が管理する水源地別の取水流量



令和6年度計画取水流量

鹿屋市水道事業の水道は、湧水や深井戸のような地下水を主とした水源が大半を占め、一部、河川表流水のような地表水で構成されています。一般的に地表水の水量は、降水量や季節に影響されやすく、地下水は降った雨が時間をかけて地下に浸透するため、水量の変化がほとんどありません。

地下水については、水源地保護の観点から付近を水源涵養林地として取得に努めています。また、全ての水源において、施設や柵等により動物や雨水等による外部からの侵入を遮断し、水質汚染を防止しています。

近年、工場排水、農薬、耐塩素性病原微生物等の水源への流入のおそれや、水道施設内での消毒副生成物の生成など様々な水道水へのリスクが存在する等、より包括的な水質管理が求められています。鹿屋市は、高度浄水処理を行うほどの水質悪化はみられませんが、今後も定期、臨時的な水質検査を実施していくことで水質変化を監視していきます。

湧水	：地下水が地上に湧き出したもの。
河川表流水	：陸地表面に存在する水。河川水。
深井戸	：採水することが可能な地下水を含む地層から取水する井戸をいう。
浅井戸	：上限（水面）が通気帯（大気圧）に接していて、自由に昇降する地下水面を有する水。

2. 原水の汚染要因及び水質管理上注目しなければならない項目

配水系統	柳配水系統	吾平・吾平中区配水系統	東花岡配水系統	古江配水系統
水源地名称	高牧第1水源地 高橋ポンプ場	始良川水源地	高牧第2水源地	古江第2水源地
原水の汚染要因	降雨による濁水発生	降雨による濁水発生	降雨による指標菌発生	降雨による指標菌発生
水質管理上注目すべき項目	濁度 クリプトスポリジウム	濁度 クリプトスポリジウム	指標菌 クリプトスポリジウム	指標菌 クリプトスポリジウム
対策	<ul style="list-style-type: none"> ・着水井に濁水を確認後、早急に取水を停止します。 ・高感度濁度計により濁度を常時監視しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時、緩速濾過池にて不純物を除去し配水しています。 ・浄水場にて浄水を高感度濁度計により監視しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリプトスポリジウムを不活化できる施設を整備予定です。（※クリプトスポリジウム自体は検出されていません。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリプトスポリジウム検査を定期的実施しています。（※クリプトスポリジウム自体は、検出されていません。）

配水系統	柏木配水系統			
水源地名称	柏木水源地			
原水の汚染要因	降雨による指標菌発生			
水質管理上注目すべき項目	指標菌 クリプトスポリジウム			
対策	<ul style="list-style-type: none"> ・クリプトスポリジウム検査を定期的実施しています。（※クリプトスポリジウム自体は、検出されていません。） 			

☆総評

水質管理上注目しなければならない主な項目は、ご覧のとおり指標菌及びクリプトスポリジウムとなっています。これらの項目は、4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由の2. 検査項目及び検査頻度◇クリプトスポリジウムの汚染を確認するに、詳しく説明してあります。

3. 水道施設における薬品等及び資機材等の使用状況

浄水施設及び浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて適正な浄水処理を徹底して行っています。なお、当事業が管理する水源地は水質上良質な水である為、浄水処理に使用する薬品は次亜塩素酸ナトリウムのみとなっています。

食中毒等の発生が危惧される夏期については、次亜塩素酸ナトリウムの注入量を増やし、細菌類による汚染を防止しています。

資機材については、水道施設の技術的基準を定める省令により、錆水（赤水）等の発生要因である鋼管、材質上耐久力の弱い管及び鉛の発生要因である鉛管など、これらの水質に影響のある資機材を使用しないよう水道工業者に指示しています。対策として、ビニルや铸铁製等、水に直接影響しない製品を使用しています。



4. 病原性微生物に関する水質基準の考え方

① 一般細菌

浄水が適切に消毒されているかを示す指標であり、この項目が大きく増加した場合は、原水への生活排水等の混入の疑いがあります。

1 ml 中に 100 個以下であれば、水道水による集団感染等が起きないことを理由に基準が設定されています。

② 大腸菌

水による感染症の多くが人や動物の糞便を由来とすることから、水が糞便に汚染されていないかを確認するために検査します。

100ml 中に 1 つもないことが基準となっています。

5. 化学物質に関する水質基準の考え方

毒性等のある全ての物質を検査することは現実的でないため、基準値の 10% を超えて検出された項目、又は超える可能性の高い項目について、当該基準値を水質基準として定めています。

判断基準となる基準値は下記の考え方で設定されています。

① 健康に影響のある項目（毒性等）

50kg の人が毎日 2 リットルの水を飲み続けた場合でも影響のない値（又は、影響が出始める値の 10%）が 1 日の摂取量の上限とされています。

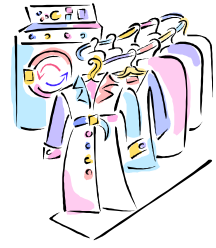
この上限に対して、水道水以外から摂取することも考慮して、上限の 10%（消毒副生成物の場合は水道水以外からの摂取の可能性が低いため 20%）が基準値として設定されています。

さらに、発ガン性物質や影響が不確定な物質の場合は、上限自体を低く考えて、最終的にもとの上限の約 1% が基準値となるよう設定されています。



② 生活利用上で困る項目（着色等）

色・濁り・においやその元となる物質などの、水道水を利用する上で困る項目については、障害を生じる濃度を基に基準値を設定されています。



次亜塩素酸ナトリウム：水中の細菌類（一般細菌及び大腸菌等）を滅菌する液体状の薬品。

水道法では、水1リットルに対し、0.1mg以上の塩素〔0.1mg／l〕を混入するよう規定されています。

資機材：水道管や蛇口等、水道水を供給する為に使用される材料等を示します。

4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由



当事業が実施している水質検査について、記載してあります。なお、水道法に規定される水質検査に加えて、独自に実施している水質検査についても記載します。

1. 採水地点

水質基準が適用される給水栓に加えて、浄水場又は浄水施設の入口、出口及び水源地とします。12. 備考の水質検査採水地点一覧表に記載します。

(1) 給水栓

定期に行う水質基準項目は、各配水系統に原則として1か所以上の採水地点を確保しています。なお、給水栓の選定は、各配水系統の配水管の末端に近いもの（以下「管末」という。）を選定してあり、原則として採水の場所は給水栓とします。又、水道法に基づく1日1回以上行う毎日検査についても同様に管末の給水栓にて検査しています。

(2) 浄水場又は配水池、水源地の検査

浄水処理が適正に行われていることを確認する為に、毎日1回以上浄水場又は配水池、水源地の入出口の水を検査しています。また、気温等が上昇しやすく食中毒等の発生の可能性が高い夏期には、浄水処理の一端である塩素消毒による残留塩素濃度を通常より高く設定しています。

(3) 水源地

安全で良質な水道水を供給する為の浄水処理に水源水質が影響を与える為、取水地点及びその上流域で検査します。なお、水源地での水質検査は原水の検査となるため、主に毎年水源地（原水）にて定期的に行う検査「水質基準項目（原水39項目）」を適用し、検査を行っていきます。

2. 検査項目及び検査頻度

◇水道法で検査が義務づけられている

(1) 毎日検査（3項目）

12. 備考の法令に基づく水質検査（水質検査表2）の項目のとおり、1日1回以上各配水系統管末において採水します。

毎日検査（3項目）

色、濁り、消毒による残留効果からなる3項目の検査です。特に塩素消毒による残留効果は、衛生上の措置として大変重要な項目となっています。



(2) 水質基準項目（51項目）

12. 備考の法令に基づく水質検査（水質検査表1）のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、1/5以下の場合には年に1回まで検査頻度を緩和で

きる項目については、年3回実施し、年1回全ての項目を実施します。

水質基準項目（51項目）

水道水が備えなければならない水質上の要件のことであり、全ての項目において基準値を満たさなければなりません。



(3) 水質基準省略項目（9項目）

12. 備考の法令に基づく水質検査（水質検査表1）のうち（一般細菌，大腸菌，塩化物イオン，有機物，pH値，味，臭気，色度，濁度）の検査を毎月1回以上行います。

水質基準項目（51項目）で一定の基準値を満たした場合に適用できます。一定の基準値とは、12. 備考の水道法施行規則第15条の要約に記載します。

水質基準省略項目（9項目）

水質基準項目中、基準値を大きく下回り安定的に継続している水源については、特定項目を省略できます。

(4) 水質基準項目（原水39項目）

水源から給水栓までの水質変化を捉える為、各水源地において年に1回以上水質検査を行います。検査月については、12. 備考の独自に行う水質検査（水質検査表3）に記載してあります。

水質基準項目（原水39項目）

水質基準項目中、浄水処理（消毒）によって生成される消毒副生成物（表項21～31及び48）を除いた39項目を示します。

◇水質検査計画に位置付けるべき

(5) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目については年一回の検査頻度とし、供給水量及び給水人口が多い3か所の水源地（各水源種別）を選定し実施します。（水質検査表4）項目中の農薬類については、水源周辺の田畑等で使用されている農薬を選定しています。

水質管理目標設定項目

水道水質管理上留意すべきものとして行います。設定項目中、その性質や異常な検出事例等によって、水質基準項目に盛り込まれる可能性があります。

◇クリプトスポリジウムの汚染を確認する

(6) 指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）

クリプトスポリジウムの汚染のおそれを判断するための検査です。大腸菌または嫌気性芽胞菌のいずれかが検出された場合、クリプトスポリジウム汚染のおそれありと判断し、以後不活化できる施設整備を行わなければなりません。整備期間中においては、毎月1回以上指標菌検査を継続し、クリプトスポリジウム検査を3か月に1回以上実施します。

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（※1）に基づき、不活化・除去できる施設が未整備である全施設を対象とし、検査結果に応じてクリプトスポリジウムの検査を実施します。（水質検査表5）

指標菌

クリプトスポリジウムの汚染のおそれを判断するための指標となる大腸菌と嫌気性芽胞菌からなる細菌類を示します。次亜塩素酸ナトリウム（消毒剤）で死滅してしまうため、消毒前（原水）で検査する必要があります。

（7）クリプトスポリジウム

指標菌検査結果次第で実施します。原則として、指標菌検査結果が陽性であった場合、指標菌再検査と同時にクリプトスポリジウム検査を実施することとします。「指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）」で述べたとおり、検査頻度は3か月に1回以上実施し、サンプル水として浄水を毎日1回20リットル採水し14日間保存します。また、1年に1回複数の水源を選定し、実施します。

クリプトスポリジウム

腸管に感染して下痢を起こす病原微生物で、ヒトに感染する原虫です。浄水処理で使用されている次亜塩素酸ナトリウム（消毒剤）では、死滅させることは不可能です。現在は、一定の条件を満たした緩速濾過または紫外線処理にて不活化する方法があります。

※1 水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針

厚生労働省が定めたクリプトスポリジウム等に対する対策等をまとめたものです。なお、当事業が管理する水源地の指針上の位置付けを12、備考の「水道水中のクリプトスポリジウム等対策指針の実施について」の指針設定概要で述べてあります。

2. 検査設定の理由と検査の省略について

12、備考の水質検査表（1～5）に記載します。H15年に改正された省令では、上記3）の項目のほとんどについて、過去の検査結果が基準値の50%を一度も超えたことがない場合は、水源の状況に応じて検査を省略することが出来ます。しかしながら、検査を省略した場合でも、定期的な確認のため、3年に1度程度は検査を行う必要があります。



（結果的に過去3年間の検査結果が基準値の10%以下の場合は省略してもしなくても同じ回数となります。）

項目を省略することで、過去3年間の検査結果が基準値の10～50%である項目も、3年に1回検査をすれば良いこととなりますが、過去3年間に基準値の10%を超えた項目は、より厳しい監視が必要と考えられることから、検査頻度を3年に1回まで低減できる項目については、基準値の50%を目安としないためにも、原則として省略という扱いはしないこととします。

5. 水質検査方法

水質検査の検査方法については、当事業においては独自に検査をしていない為、毎日検査以外の水質検査は水道法第20条第3項で規定された検査機関に委託しています。

検査機関の選定方法としては、水質基準省令に基づいた告示に示された検査方法を行える検査機関を選定し、委託しています。また、正確かつ精度の高い測定結果を得る為にも、当事業で行った過去の各検査項目の測定結果にバラツキが少なく、技



術管理に長けている指定検査機関に委託することになっています。

なお、指定検査機関に当部の過去の検査結果や精度管理の資料を提出してもらい、これらのデータをもとに水質検査の精度を測っています。

水道法第20条第3項：「水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。」

水質基準に関する省令：水質基準に関するもので、基準項目の基準値や検査規定が記載されている厚生労働省の省令です。

6. 臨時の水質検査

1. 臨時の水質検査を行う際の考え方

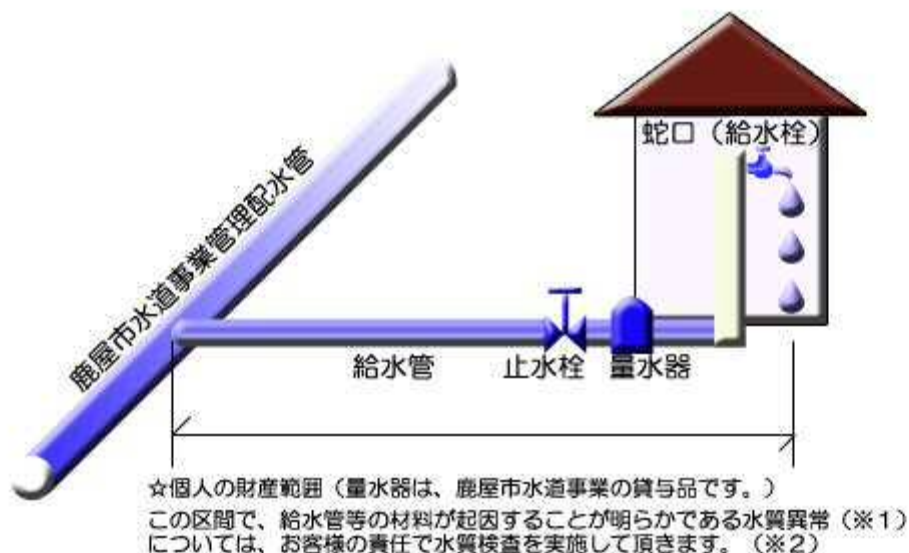
臨時の水質検査・試験は、異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓水の安全性が確認されるまでほぼ連続的に行います。

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

- イ、水源の水質が著しく悪化したとき
- ロ、水源に異常があったとき
- ハ、水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ニ、浄水過程に異常があったとき
- ホ、配水管の大規模な工事でその他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ヘ、その他特に必要があると認められたとき



[解釈図]



- (※1)
例として、銅管が古くなると → 錆水（赤水）が発生します。 ; 鉄分が起因
新築等、配管を新設して間もないと → ビニル臭い水が発生します。 ; ビニル管の接合剤等が起因
あくまでもお客様の財産内での要因であり、これ以外が起因する異常については、責任をもって対処します。
- (※2)
あくまでもお客様の財産内のことであり、当事業の本管側については検査を実施し、安全を確保します。
また、お客様の財産内については、調査・助言等は実施します。なお、調査とは、水質検査を含みません。

2. 臨時の水質検査内容の詳細

(1) 基本的な体制

- イ) 臨時水質検査は、水質異常がある場合への対応の一部としての位置づけです。
- ロ) 臨時水質検査における基本的な検査項目等をあらかじめ定め、状況に合わせて項目を加除することとします。

(2) 浄水過程に異常があったとき

定期検査により浄水過程の水質の異常が判明したときの対応は次のとおりとします。

- イ) 月1回の基準項目の水質検査結果において、異常が検出された場合も原因究明の調査を実施します。
- ロ) 臨時の水質検査としては、異常値を示した項目のほかに関連項目について検査する必要があります。

(3) 水源の水質が悪化したとき

- イ) 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
- ロ) 集中豪雨、洪水のとき
- ハ) 濁水のとき

(4) 水源に異常があったとき

- イ) 臭気又は味に著しい変化が生じた場合
- ロ) 魚が死んで多数浮上した場合
- ハ) ごみや汚泥などの汚物を発見した場合

(5) 水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が流行しているとき

- イ) クリプトスポリジウム等による水系感染症が発生している場合には、浄水処理及び消毒の徹底と同時に、対象項目及び代替項目についての臨時の水質検査を早急に行う。また、指標菌検査結果が陽性であった場合、再検査と同時にクリプトスポリジウム検査も実施する。

(6) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたとき

- イ) 配水池以外の配管施設の新設や布設替えの後は、塩素等で洗浄し、清浄な水道水を流して排水作業を行う。
- ロ) 工事や配水計画の変更に伴う配水管内の流れの変化による濁水対応。

浄水過程：水源の水（原水）を飲料水（浄水）に処理するまでの浄水処理過程。

配水管：当事業が管理する主となる配水するための管。

量水器：各家庭に水道水を供給する際、水量を計測するための器具。

鋼管：一般に鉄からできた管。

7. 水質検査の自己／委託の区分

1. 区分

○水道法第20条第3項に規定された登録検査機関に委託

○信頼性保証システムISO9001取得検査機関

※上記の要件等を満たした機関に委託することになっています。

2. 委託する検査機関（令和5年度現在）

指定番号 厚生労働省指定機関第191号

住 所 鹿児島市下伊敷一丁目十一番十号

会 社 名 （株）東洋環境分析センター

3. 委託する検査項目と検査頻度

(1) 水質基準項目（51項目）

(2) 水質基準項目（30項目）

(3) 水質基準省略項目（9項目）

(4) 水質基準項目（原水39項目）

(5) 水質管理目標設定項目

(6) 指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）

(7) クリプトスポリジウム等

※検査頻度については、12. 備考の水質検査項目に記載しています。

4. 試料の採取及び運搬方法

(1) 試料の採取

鹿屋市上下水道部職員にて採取します。

(2) 運搬方法

外部影響がないよう保管して、登録検査機関の車両にて運搬します。なお、その際、試料採取から試験開始まで、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内に搬入します。

5. 臨時の検査

定期検査と臨時検査の水質精度を評価する観点から、委託先は定期の水質検査と同一の水質検査機関とします。

6. 委託した検査の実施状況の確認方法

検査成績書が提出される前段階の報告として、一次報告（速報）及び臨時報告（異常時）を実施しています。

7. 委託の理由等

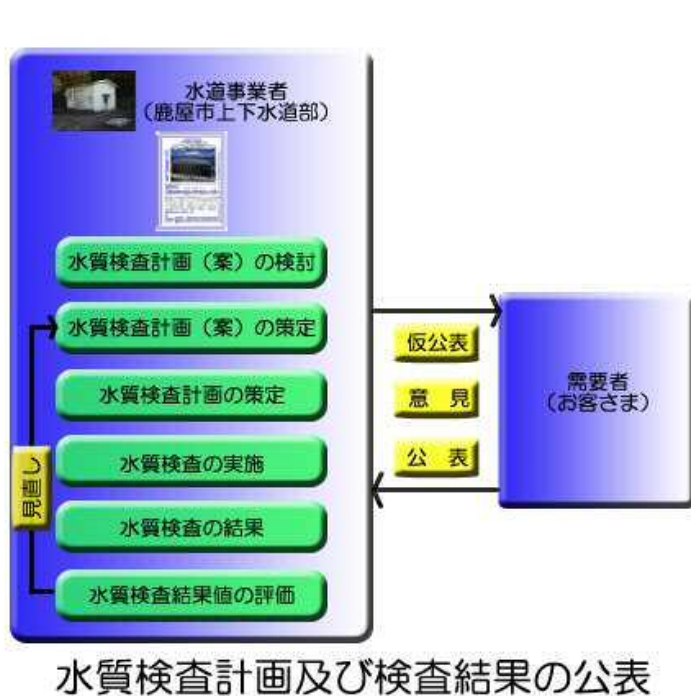
当事業で行った過去の各検査項目の測定結果にバラツキが少なく、技術管理に長けている為。

また、水質基準項目は、その項目数にかかわらず関連性が極めて強いため、全ての項目を同一の検査機関において検査できるものとします。指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）及びクリプトスポリジウムについても同様とします。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果の公表方法について下記のとおり記載します。

1. 水質検査及び検査結果の概念図



(1) 水質検査計画案の検討

新規に水質検査計画を策定する際は、策定済みの検査計画及び検査結果等をもとに勘案し、策定します。

(2) 水質検査計画案の策定

水質検査計画案は、一度仮公表という形でお客さまに公表し、お客さまの意見を聴取・集約した上で本策定します。その後、再度公表します。

(3) 検査の実施

水質検査計画に基づいた検査体制を実施していきます。

(4) 検査結果及び検査の評価

各家庭へ給水されている水道水（浄水）は、51項目の水質基準項目をもとに検査が行われています。また、これらの項目には、それぞれ安全と認められる水質基準が定められております。水質検査の結果、もし基準を超える項目があった場合には、直ちに原因究明に努め、安全性を確保するため必要な措置を講じます。さらに、検査結果に異常があった場合には、直ちに再検査を行うこととします。

イ) 病原性微生物に関する項目の評価

基準検査項目のうち、一般細菌及び大腸菌の項目については、直接的に病原性微生物による汚染の可能性を示すものなので、基準を超えている場合には、直ちに水質異常時として取り扱い、詳細確認の後、給水停止等の所定の処置を講じます。また、塩化物イオンなどの毎月検査を行う残り7項目についても、病原性微生物との関連が深い指標であるため、検査結果が大きく変動した場合には、水質汚染の可能性を検討します。

ロ) 毒物に関する項目の評価

水銀とシアンについては、安全性を考慮して、検出された量が微量で、仮に長期にわたり摂取したとしても健康に影響しない値が基準値とされていますが、基準値を超過した場合には、詳細確認の後、給水停止等の所定の処置を講じます。

ハ) 健康に関する項目の評価

健康に関する項目（カドミウム、ヒ素、鉛、など）については、長期的な影響を考慮して基準設定がなされています。明らかに基準値以上であった場合は、直ちに原因究明を行うとともに、低減化対策を講じます。基準値超過が継続するようである場合は、水質異常とみなして給水停止等の所定の処置を講じます。

二) 水の性状に関する項目の評価

性状に関する項目（亜鉛、マンガン、アルミニウム、ナトリウム、鉄など）については、洗濯物への着色など、利用者の生活活動への障害をおこす可能性があるため、基準値以上であった場合は、水質異常とみなして緊急対策等の所定の処置を講じます。

2、公表内容

- ① 令和6年度 鹿屋市水道事業水質検査計画
- ② 水道法に基づく水質検査結果
- ③ 独自に行う水質検査結果
- ④ その他

3、公表方法

- ① 情報公開条例に基づく請求者に対する情報開示
- ② インターネットによるホームページ等による情報開示

URL：鹿屋市水質検査計画

<https://www.city.kanoya.lg.jp/jyousui/kurashi/jogesuido/josuido/suishitsukensa.html>

URL：鹿屋市上下水道部

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kouhou/kurashi/jogesuido/josuido/index.html>

URL：鹿屋市

<https://www.city.kanoya.lg.jp/index.html>

URL：水道統計データ（日本水道協会）

<http://www.jwwa.or.jp/>

- ③ 意見先

鹿屋市上下水道部

(TEL) 0994-43-2800

(FAX) 0994-43-3646

(Eメール) koumu@city.kanoya.lg.jp

9. 関係者との連携について

平常より、水源付近及びその後背地域についての汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業所等の有無及び種類並びに汚染物質の排出状況などの把握に努め、必要に応じ関係行政機関などの協力を得るよう努めます。

(関係機関)

厚生労働省（健康局水道課）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/index.html>

鹿児島県保健福祉部

<http://www.pref.kagoshima.jp/index.html>

検査機関（鹿児島県に事業所を置く厚生労働省登録検査機関）

業務内容の詳細については、各検査機関にお問い合わせ下さい。

◇財団法人 鹿児島県環境技術協会

<http://www.kagoshima-env.or.jp/>

◇社団法人 鹿児島県薬剤師会

<http://www.minc.ne.jp/kpa-siken/>

◇株式会社 鹿児島環境測定分析センター

<http://www.kagoshima-kankyo.com/>

◇株式会社 東洋環境分析センター

<http://www.let-toyokankyo.com/toyo/>

※登録番号順（令和6年1月現在）

10. その他の留意事項

1. 水質基準項目等の定量限界及び測定精度

水質基準項目及び水質管理目標設定項目(農薬類を除く。)に関する水質検査方法における定量下限は、原則として基準値及び目標値の10分の1であることとしています。

2. 原水に係る水質検査の実施

水源地の種類、取水量及び周辺地質等、原水は様々な要因で水質に影響が出ることが考えられます。そのため、原水水質検査を年に1回行い監視しています。

3. 水道水源の汚染源の把握

水源の種類の中、河川表流水や浅井戸等は外的要因による影響を直接受けやすい水源です。そのため、定期的に水源周辺の監視や土地開発に伴う影響調査を実施し、汚染源の把握に努めています。なお、汚染が判明した際は、臨時の水質検査の実施や関係機関との連携を行い、お客様への周知を迅速に行います。

4. 給水管等に係る衛生対策の推進

原則として、給水栓までの水は飲料水として水質基準に適合するものでなければなりません。しかし、長期に水道水を使用しない等、水の滞留により濁水や異臭等が発生することがあります。このような場合、消毒の効果自体も無くなっている可能性が高いため、しばらくの間給水栓の蛇口を開放していただく必要があります。また、水道水は煮沸することで消毒効果が薄れてしまいます。そのため、煮沸後のお湯や水は早めに使用してください。

水質検査結果表（水質基準項目（浄水））

過去3箇年分（最大値）

※判定の（1回/3年）を（1回/1年）に読み替える。

		水源種別・取水地点・浄水処理の変更				判定			水源種別・取水地点・浄水処理の変更				判定			水源種別・取水地点・浄水処理の変更				判定		
		無し	無し	無し	変更無し			無し	無し	無し	変更無し			無し	無し	無し	変更無し					
表項	検査項目名称	基準値	結果最大値			検出率	判定	唐鎌					唐鎌									
			三原水系					唐鎌第1系 唐鎌第1水系					唐鎌第2系 唐鎌第2水系									
			2023	2022	2021			2023	2022	2021	検出率	判定	2023	2022	2021	検出率	判定					
1	一般細菌	100	0	0	0	—	1回/月	0	0	0	—	1回/月	0	0	0	—	1回/月	0	0	0	—	1回/月
2	大腸菌	1	0	0	0	—	1回/月	0	0	0	—	1回/月	0	0	0	—	1回/月	0	0	0	—	1回/月
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003	0.0003	0.0003	10.0%	1回/3年	0.0003	0.0003	0.0003	10.0%	1回/3年	0.0003	0.0003	0.0003	10.0%	1回/3年	0.0003	0.0003	0.0003	10.0%	1回/3年
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005	0.00005	0.00005	10.0%	1回/3年	0.00005	0.00005	0.00005	10.0%	1回/3年	0.00005	0.00005	0.00005	10.0%	1回/3年	0.00005	0.00005	0.00005	10.0%	1回/3年
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001	0.002	0.001	20.0%	1回/1年	0.004	0.002	0.002	40.0%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年
8	六価クロム化合物	0.02	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3年	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3年	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3年	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3年
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004	0.004	0.004	10.0%	1回/3年	0.004	0.004	0.004	10.0%	1回/3年	0.004	0.004	0.004	10.0%	1回/3年	0.004	0.004	0.004	10.0%	1回/3年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3ヶ月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.9	1.9	2	20.0%	1回/1年	1.6	1.7	1.6	17.0%	1回/1年	1.6	1.7	1.6	17.0%	1回/1年	1.6	1.7	1.6	17.0%	1回/1年
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.08	0.08	0.08	10.0%	1回/3年	0.08	0.08	0.08	10.0%	1回/3年	0.08	0.08	0.08	10.0%	1回/3年	0.08	0.08	0.08	10.0%	1回/3年
13	ホウ素及びその化合物	1	0.01	0.01	0.01	1.0%	1回/3年	0.01	0.01	0.01	1.0%	1回/3年	0.01	0.01	0.01	1.0%	1回/3年	0.01	0.01	0.01	1.0%	1回/3年
14	四塩化炭素	0.002	0.0002	0.0002	0.0002	10.0%	1回/3年	0.0002	0.0002	0.0002	10.0%	1回/3年	0.0002	0.0002	0.0002	10.0%	1回/3年	0.0002	0.0002	0.0002	10.0%	1回/3年
15	1, 4-ジオキサン	0.05	0.005	0.005	0.005	10.0%	1回/3年	0.005	0.005	0.005	10.0%	1回/3年	0.005	0.005	0.005	10.0%	1回/3年	0.005	0.005	0.005	10.0%	1回/3年
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	0.004	0.004	10.0%	1回/3年	0.004	0.004	0.004	10.0%	1回/3年	0.004	0.004	0.004	10.0%	1回/3年	0.004	0.004	0.004	10.0%	1回/3年
17	ジクロロメタン	0.02	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3年	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3年	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3年	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3年
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年
20	ベンゼン	0.01	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年
21	塩素酸	0.6	0.06	0.07	0.06	11.7%	1回/3ヶ月	0.06	0.06	0.06	10.0%	1回/3ヶ月	0.06	0.06	0.06	10.0%	1回/3ヶ月	0.06	0.06	0.06	10.0%	1回/3ヶ月
22	クロロ酢酸	0.02	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3ヶ月	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3ヶ月	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3ヶ月	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3ヶ月
23	クロロホルム	0.06	0.001	0.001	0.001	1.7%	1回/3ヶ月	0.001	0.002	0.001	3.3%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	1.7%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	1.7%	1回/3ヶ月
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.003	0.003	0.003	10.0%	1回/3ヶ月	0.003	0.003	0.003	10.0%	1回/3ヶ月	0.003	0.003	0.003	10.0%	1回/3ヶ月	0.003	0.003	0.003	10.0%	1回/3ヶ月
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.001	0.001	0.001	1.0%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	1.0%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	1.0%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	1.0%	1回/3ヶ月
26	臭素酸	0.01	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3ヶ月
27	総トリハロメタン	0.1	0.001	0.001	0.001	1.0%	1回/3ヶ月	0.001	0.002	0.001	2.0%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	1.0%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	1.0%	1回/3ヶ月
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003	0.003	0.003	10.0%	1回/3ヶ月	0.003	0.003	0.003	10.0%	1回/3ヶ月	0.003	0.003	0.003	10.0%	1回/3ヶ月	0.003	0.003	0.003	10.0%	1回/3ヶ月
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.001	0.001	0.001	3.3%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	3.3%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	3.3%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	3.3%	1回/3ヶ月
30	ブロモホルム	0.09	0.001	0.001	0.001	1.1%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	1.1%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	1.1%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	1.1%	1回/3ヶ月
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.008	0.008	0.008	10.0%	1回/3ヶ月	0.008	0.008	0.008	10.0%	1回/3ヶ月	0.008	0.008	0.008	10.0%	1回/3ヶ月	0.008	0.008	0.008	10.0%	1回/3ヶ月
32	亜鉛及びその化合物	1	0.01	0.01	0.01	1.0%	1回/3年	0.01	0.01	0.01	1.0%	1回/3年	0.01	0.01	0.01	1.0%	1回/3年	0.01	0.01	0.01	1.0%	1回/3年
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02	0.02	0.02	10.0%	1回/3年	0.02	0.02	0.02	10.0%	1回/3年	0.02	0.02	0.02	10.0%	1回/3年	0.02	0.02	0.02	10.0%	1回/3年
34	鉄及びその化合物	0.3	0.01	0.01	0.01	3.3%	1回/3年	0.01	0.01	0.01	3.3%	1回/3年	0.01	0.01	0.01	3.3%	1回/3年	0.01	0.01	0.01	3.3%	1回/3年
35	銅及びその化合物	1	0.01	0.01	0.01	1.0%	1回/3年	0.03	0.04	0.04	4.0%	1回/3年	0.01	0.01	0.01	1.0%	1回/3年	0.01	0.01	0.01	1.0%	1回/3年
36	ナトリウム及びその化合物	200	9.3	9.3	9.1	4.7%	1回/3年	9.3	9.5	9.2	4.8%	1回/3年	9.3	9.4	9.2	4.7%	1回/3年	9.3	9.4	9.2	4.7%	1回/3年
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.005	0.005	0.005	10.0%	1回/3年	0.005	0.005	0.005	10.0%	1回/3年	0.005	0.005	0.005	10.0%	1回/3年	0.005	0.005	0.005	10.0%	1回/3年
38	塩化物イオン	200	6.2	6.1	6.5	—	1回/月	5.5	5.7	5.6	—	1回/月	5.6	5.2	5.6	—	1回/月	5.6	5.2	5.6	—	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	36	33	32	—	1回/1年	31	31	31	10.3%	1回/1年	31	32	30	10.7%	1回/1年	31	32	30	10.7%	1回/1年
40	蒸発残留物	500	162	168	165	33.6%	1回/3ヶ月	167	162	160	33.4%	1回/3ヶ月	155	171	166	34.2%	1回/3ヶ月	155	171	166	34.2%	1回/3ヶ月
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02	0.02	0.02	10.0%	1回/3年	0.02	0.02	0.02	10.0%	1回/3年	0.02	0.02	0.02	10.0%	1回/3年	0.02	0.02	0.02	10.0%	1回/3年
42	ジェオスミン	0.00001	0.000001	0.000001	0.000001	10.0%	1回/3ヶ月	0.000001	0.000001	0.000001	10.0%	1回/3ヶ月	0.000001	0.000001	0.000001	10.0%	1回/3ヶ月	0.000001	0.000001	0.000001	10.0%	1回/3ヶ月
43	メチルシロホルム	0.00001	0.000001	0.000001	0.000001	10.0%	1回/3ヶ月	0.000001	0.000001	0.000001	10.0%	1回/3ヶ月	0.000001	0.000001	0.000001	10.0%	1回/3ヶ月	0.000001	0.000001	0.000001	10.0%	1回/3ヶ月
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.004	0.004	0.005	25.0%	1回/3ヶ月	0.004	0.004	0.005	25.0%	1回/3ヶ月	0.004	0.004	0.005	25.0%	1回/3ヶ月	0.004	0.004	0.005	25.0%	1回/3ヶ月
45	フェノール類	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	10.0%	1回/3年	0.0005	0.0005	0.0005	10.0%	1回/3年	0.0005	0.0005	0.0005	10.0%	1回/3年	0.0005	0.0005	0.0005	10.0%	1回/3年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3	0.3	0.3	0.3	—	1回/月	0.3	0.3	0.3	—	1回/月	0.3	0.3	0.3	—	1回/月	0.3	0.3	0.3	—	1回/月
47	PH値	8.6	6.9	6.9	6.8	—	1回/月	6.6	7.3	6.6	—	1回/月	6.7	6.8	6.8	—	1回/月	6.7	6.8	6.8	—	1回/月
48	味	1	0	0	0	—	1回/月	0	0	0	—	1回/月	0	0	0	—	1回/月	0	0	0	—	1回/月

水質検査結果表（水質基準項目（浄水））
過去3箇年分（最大値）

※判定の（1回/3年）を（1回/1年）に読み替える。

			水源種別・取水地点・浄水処理の変更				判定		水源種別・取水地点・浄水処理の変更				判定	
			無し	無し	無し	変更無し			無し	無し	無し	変更無し		
			上場					岳野						
			上場水系					岳野水系						
表項	検査項目名称	基準値	結果最大値			検出率	判定	結果最大値			検出率	判定		
			2023	2022	2021			2023	2022	2021				
1	一般細菌	100	0	0	0	—	1回/月	0	0	0	—	1回/月		
2	大腸菌	1	0	0	0	—	1回/月	0	0	0	—	1回/月		
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003	0.0003	0.0003	10.0%	1回/3年	0.0003	0.0003	0.0003	10.0%	1回/3年		
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005	0.00005	0.00005	10.0%	1回/3年	0.00005	0.00005	0.00005	10.0%	1回/3年		
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年		
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.002	20.0%	1回/1年		
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.002	0.002	0.002	20.0%	1回/1年	0.001	0.002	0.001	20.0%	1回/1年		
8	六価クロム化合物	0.02	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3年	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3年		
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004	0.004	0.004	10.0%	1回/3年	0.004	0.004	0.004	10.0%	1回/3年		
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3ヶ月		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	5.5	5.8	6.3	63.0%	1回/3ヶ月	1.4	6	1.3	60.0%	1回/3ヶ月		
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.08	0.08	0.08	10.0%	1回/3年	0.08	0.08	0.08	10.0%	1回/3年		
13	ホウ素及びその化合物	1	0.01	0.01	0.01	1.0%	1回/3年	0.01	0.01	0.01	1.0%	1回/3年		
14	四塩化炭素	0.002	0.0002	0.0002	0.0002	10.0%	1回/3年	0.0002	0.0002	0.0002	10.0%	1回/3年		
15	1, 4-ジオキサン	0.05	0.005	0.005	0.005	10.0%	1回/3年	0.005	0.005	0.005	10.0%	1回/3年		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	0.004	0.004	10.0%	1回/3年	0.004	0.004	0.004	10.0%	1回/3年		
17	ジクロロメタン	0.02	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3年	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3年		
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年		
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年		
20	ベンゼン	0.01	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3年		
21	塩素酸	0.6	0.06	0.06	0.06	10.0%	1回/3ヶ月	0.06	0.06	0.06	10.0%	1回/3ヶ月		
22	クロロ酢酸	0.02	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3ヶ月	0.002	0.002	0.002	10.0%	1回/3ヶ月		
23	クロロホルム	0.06	0.001	0.001	0.001	1.7%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	1.7%	1回/3ヶ月		
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.003	0.003	0.003	10.0%	1回/3ヶ月	0.003	0.003	0.003	10.0%	1回/3ヶ月		
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.001	0.001	0.001	1.0%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	1.0%	1回/3ヶ月		
26	臭素酸	0.01	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	10.0%	1回/3ヶ月		
27	総トリハロメタン	0.1	0.003	0.001	0.003	3.0%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	1.0%	1回/3ヶ月		
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003	0.003	0.003	10.0%	1回/3ヶ月	0.003	0.003	0.003	10.0%	1回/3ヶ月		
29	ブromジクロロメタン	0.03	0.001	0.001	0.001	3.3%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	3.3%	1回/3ヶ月		
30	ブromホルム	0.09	0.002	0.001	0.002	2.2%	1回/3ヶ月	0.001	0.001	0.001	1.1%	1回/3ヶ月		
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.008	0.008	0.008	10.0%	1回/3ヶ月	0.008	0.008	0.008	10.0%	1回/3ヶ月		
32	亜鉛及びその化合物	1	0.01	0.01	0.01	1.0%	1回/3年	0.01	0.01	0.03	3.0%	1回/3年		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02	0.02	0.02	10.0%	1回/3年	0.02	0.02	0.02	10.0%	1回/3年		
34	鉄及びその化合物	0.3	0.01	0.01	0.01	3.3%	1回/3年	0.01	0.01	0.04	13.3%	1回/1年		
35	銅及びその化合物	1	0.01	0.01	0.01	1.0%	1回/3年	0.03	0.01	0.08	8.0%	1回/3年		
36	ナトリウム及びその化合物	200	12	12	12	6.0%	1回/3年	7.6	7.7	7.5	3.9%	1回/3年		
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.005	0.005	0.005	10.0%	1回/3年	0.005	0.005	0.005	10.0%	1回/3年		
38	塩化物イオン	200	9.8	9.7	11	—	1回/月	5.7	9.9	5	—	1回/月		
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	66	65	66	22.0%	1回/3ヶ月	29	65	28	21.7%	1回/3ヶ月		
40	蒸発残留物	500	221	241	213	48.2%	1回/3ヶ月	137	210	123	42.0%	1回/3ヶ月		
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02	0.02	0.02	10.0%	1回/3年	0.02	0.02	0.02	10.0%	1回/3年		
42	ジェオスミン	0.00001	0.000001	0.000001	0.000001	10.0%	1回/3ヶ月	0.000001	0.000001	0.000001	10.0%	1回/3ヶ月		
43	メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001	0.000001	0.000001	10.0%	1回/3ヶ月	0.000001	0.000001	0.000001	10.0%	1回/3ヶ月		
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.004	0.004	0.005	25.0%	1回/3ヶ月	0.004	0.004	0.005	25.0%	1回/3ヶ月		
45	フェノール類	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	10.0%	1回/3年	0.0005	0.0005	0.0005	10.0%	1回/3年		
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3	0.3	0.3	0.3	—	1回/月	0.3	0.3	0.4	—	1回/月		
47	PH値	8.6	6.8	6.8	6.9	—	1回/月	6.5	6.9	6.9	—	1回/月		
48	味	1	0	0	0	—	1回/月	0	0	0	—	1回/月		
49	臭気	1	0	0	0	—	1回/月	0	0	0	—	1回/月		
50	色度	5	0.5	0.5	1	—	1回/月	0.5	0.5	1	—	1回/月		
51	濁度	2	0.1	0.1	0.1	—	1回/月	0.1	0.2	0.2	—	1回/月		

12. 備考

採水日程表

(鹿屋市水道事業)

検査名	項目名	採水月（数字は検査箇所数を示す）												合計	備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
基準項目検査	51項目					24									24	24箇所：基準項目を省略して検査する採水地点。 ※省略対象項目は、最低でも年1回検査する。
基準項目検査	30項目		24							24			24		72	省略対象項目に該当する24箇所を検査する。 ※省略対象項目は、各採水地点中で過去の結果値が最も最大であった採水地点に合わせる。
基準項目検査	9項目	24		24	24			24	24			24	24		192	基準項目検査（51・31項目）を実施しない月に実施する。
基準項目検査	39項目									25					25	使用中または予備等の全ての水源地を検査する。
指標菌検査	大腸菌及び 嫌気性芽胞菌	3	3	23	3	3	23	3	3	23	3	3	23		116	「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に準じたレベル3,4の施設を対象とする。
クリプトスポリジウム等	原水			3				10					3		19	「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に準じ、施設整備を要する又は整備後の水源全てを定期的に実施する。
水質管理目標設定項目	浄水												3		3	（実施配水系統） 馬掛配水系、横山配水系、柳配水系統
水質管理目標設定項目	原水												3		3	（実施水源地） 荒谷水源地、田崎第3水源地、高牧第1水源地

水質検査採水地点一覧表

項目	基準項目検査 (浄水51項目)		基準項目検査 (浄水30項目)	基準項目検査 (浄水9項目)	基準項目検査 (原水39項目)	指標菌検査 (大腸菌及び嫌気性芽胞菌)	ｸﾘﾌﾄﾞﾙｸﾞﾘﾝ等 (原水)	水質管理目標設定項目 (浄水)	水質管理目標設定項目 (原水)
	省略無し地点	省略有り地点	省略有り地点	—	—	—	—	—	—
地点 種別									
頻度	(年4回)	(年1回)	(年3回)	(年8回)	(年1回)	(別表3)	(指標菌陽性時)	(年1回)	(年1回)
検査 所 名 称		1 共心 下小原消防分団	1 共心 下小原消防分団	1 共心 下小原消防分団	1 高松水源地	1 高松水源地	1 高牧第2水源地	1 荒谷水源地	1 荒谷水源地
		2 共心 鹿屋市分行舎	2 共心 鹿屋市分行舎	2 共心 鹿屋市分行舎	2 荒谷水源地	2 荒谷水源地	2 高牧第2水源地	2 田崎第3水源地	2 田崎第3水源地
		3 旭原 寿7丁目公民館	3 旭原 寿7丁目公民館	3 旭原 寿7丁目公民館	3 新高隈水源地	3 新高隈水源地	3 高牧第2水源地	3 高牧第1水源地	3 高牧第1水源地
		4 馬掛 辰喰墓地	4 馬掛 辰喰墓地	4 馬掛 辰喰墓地	4 高牧第1水源地	4 高牧第1水源地	4 高牧第2水源地		
		5 三角 共心配水場	5 三角 共心配水場	5 三角 共心配水場	5 高牧第2水源地	5 高牧第2水源地	5 高牧第2水源地		
		6 柳 浜田墓地	6 柳 浜田墓地	6 柳 浜田墓地	6 名貴第2水源地	6 名貴第2水源地	6 柏木水源地		
		7 東花岡 小野原町資源ゴミ集積場	7 東花岡 小野原町資源ゴミ集積場	7 東花岡 小野原町資源ゴミ集積場	7 田崎第3水源地	7 田崎第3水源地	7 柏木水源地		
		8 横山 南墓地	8 横山 南墓地	8 横山 南墓地	8 田崎第1水源地	8 田崎第1水源地	8 柏木水源地		
		9 横山 上浜田墓地	9 横山 上浜田墓地	9 横山 上浜田墓地	9 田崎第2水源地	9 田崎第2水源地	9 古江第2水源地		
		10 西原 鹿屋運動公園	10 西原 鹿屋運動公園	10 西原 鹿屋運動公園	10 田崎第4水源地	10 田崎第4水源地	10 古江第2水源地		
		11 大浦 絨川ふれあいセンター	11 大浦 絨川ふれあいセンター	11 大浦 絨川ふれあいセンター	11 柏木水源地	11 柏木水源地	11 古江第2水源地		
		12 柏木 柏木墓地	12 柏木 柏木墓地	12 柏木 柏木墓地	12 古江第2水源地	12 古江第2水源地	12 古江第2水源地		
		13 古江 旧古江港	13 古江 旧古江港	13 古江 旧古江港	13 船塚水源地	13 船塚水源地	13 高牧第1水源地		
		14 立小野 立小野公民館	14 立小野 立小野公民館	14 立小野 立小野公民館	14 生粟須水源地	14 高橋水源地	14 高橋水源地		
		15 吾平 中区増圧ポンプ場	15 吾平 中区増圧ポンプ場	15 吾平 中区増圧ポンプ場	15 高橋水源地	15 立小野水源地	15 高松水源地		
		16 吾平中区 吾平学校給食センター	16 吾平中区 吾平学校給食センター	16 吾平中区 吾平学校給食センター	16 立小野水源地	16 吾平第1水源地	16 新高隈水源地		
		17 上百引 坂宮公民館	17 上百引 坂宮公民館	17 上百引 坂宮公民館	17 吾平第1水源地	17 上百引水源地	17 吾平第1水源地		
		18 唐鎌第1 平厩活性化センター	18 唐鎌第1 平厩活性化センター	18 唐鎌第1 平厩活性化センター	18 吾平第2水源地	18 唐鎌第1水源地	18 市成水源地		
		19 唐鎌第2 名主段公民館	19 唐鎌第2 名主段公民館	19 唐鎌第2 名主段公民館	19 上百引水源地	19 上百引水源地	19 上場水源地		
		20 下百引 三原研修館	20 下百引 三原研修館	20 下百引 三原研修館	20 唐鎌第1水源地	20 岳野水源地			
		21 岳野 個人宅	21 岳野 個人宅	21 岳野 個人宅	21 下百引水源地	21 市成水源地			
		22 新市成 仮屋活性化センター	22 新市成 仮屋活性化センター	22 新市成 仮屋活性化センター	22 岳野水源地	22 上場水源地			
		23 上場 上場ゲストハウス	23 上場 上場ゲストハウス	23 上場 上場ゲストハウス	23 市成水源地	23 諏訪原水源地			
		24 諏訪原 谷田霊園	24 諏訪原 谷田霊園	24 諏訪原 谷田霊園	24 上場水源地				
				25 諏訪原水源地					
計	0	24	24	24	25	23	19	3	3

検査頻度別検査項目仕訳表

対象配水系		24箇所全て			
表項	検査項目名称	検査頻度 1回/月	検査頻度 1回/3ヶ月	検査頻度 1回/1年	全採水 箇所 判定
1	一般細菌	一般細菌	一般細菌	一般細菌	1回/月
2	大腸菌	大腸菌	大腸菌	大腸菌	1回/月
3	カドミウム及びその化合物			カドミウム及びその化合物	1回/1年
4	水銀及びその化合物			水銀及びその化合物	1回/1年
5	セレン及びその化合物			セレン及びその化合物	1回/1年
6	鉛及びその化合物		鉛及びその化合物	鉛及びその化合物	1回/3ヶ月
7	ヒ素及びその化合物		ヒ素及びその化合物	ヒ素及びその化合物	1回/3ヶ月
8	六価クロム化合物			六価クロム化合物	1回/1年
9	亜硝酸態窒素			亜硝酸態窒素	1回/1年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		シアン化物イオン及び塩化シアン	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3ヶ月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3ヶ月
12	フッ素及びその化合物			フッ素及びその化合物	1回/1年
13	ホウ素及びその化合物			ホウ素及びその化合物	1回/1年
14	四塩化炭素			四塩化炭素	1回/1年
15	1, 4-ジオキサン			1, 4-ジオキサン	1回/1年
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン			シス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/1年
17	ジクロロメタン			ジクロロメタン	1回/1年
18	テトラクロロエチレン			テトラクロロエチレン	1回/1年
19	トリクロロエチレン			トリクロロエチレン	1回/1年
20	ベンゼン			ベンゼン	1回/1年
21	塩素酸		塩素酸	塩素酸	1回/3ヶ月
22	クロロ酢酸		クロロ酢酸	クロロ酢酸	1回/3ヶ月
23	クロロホルム		クロロホルム	クロロホルム	1回/3ヶ月
24	ジクロロ酢酸		ジクロロ酢酸	ジクロロ酢酸	1回/3ヶ月
25	ジブromokkrometan		ジブromokkrometan	ジブromokkrometan	1回/3ヶ月
26	臭素酸		臭素酸	臭素酸	1回/3ヶ月
27	総トリハロメタン		総トリハロメタン	総トリハロメタン	1回/3ヶ月
28	トリクロロ酢酸		トリクロロ酢酸	トリクロロ酢酸	1回/3ヶ月
29	ブromokkrometan		ブromokkrometan	ブromokkrometan	1回/3ヶ月
30	ブromokkrometan		ブromokkrometan	ブromokkrometan	1回/3ヶ月
31	ホルムアルデヒド		ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド	1回/3ヶ月
32	亜鉛及びその化合物			亜鉛及びその化合物	1回/1年
33	アルミニウム及びその化合物		アルミニウム及びその化合物	アルミニウム及びその化合物	1回/3ヶ月
34	鉄及びその化合物			鉄及びその化合物	1回/1年
35	銅及びその化合物			銅及びその化合物	1回/1年
36	ナトリウム及びその化合物			ナトリウム及びその化合物	1回/1年
37	マンガン及びその化合物			マンガン及びその化合物	1回/1年
38	塩化物イオン	塩化物イオン	塩化物イオン	塩化物イオン	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		カルシウム、マグネシウム等（硬度）	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/3ヶ月
40	蒸発残留物		蒸発残留物	蒸発残留物	1回/3ヶ月
41	陰イオン界面活性剤			陰イオン界面活性剤	1回/1年
42	ジェオスミン		ジェオスミン	ジェオスミン	1回/3ヶ月
43	メチルイソボルネオール		メチルイソボルネオール	メチルイソボルネオール	1回/3ヶ月
44	非イオン界面活性剤		非イオン界面活性剤	非イオン界面活性剤	1回/3ヶ月
45	フェノール類			フェノール類	1回/1年
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1回/月
47	PH値	PH値	PH値	PH値	1回/月
48	味	味	味	味	1回/月
49	臭気	臭気	臭気	臭気	1回/月
50	色度	色度	色度	色度	1回/月
51	濁度	濁度	濁度	濁度	1回/月
		9項目検査	30項目検査	51項目検査	

<法令に基づく水質検査>

(水質検査表1) 基準項目検査 (51項目, 31項目, 9項目)

R6.4.1

(鹿屋市水道事業)

No	表項	水質基準項目	基準値 (mg/l 以下)	省略 可否	水道法適用 指定検査頻度	検査頻度 (回/年)	設定理由等
1	1	一般細菌	100	×	1回以上/月	12	省略不可項目
2	2	大腸菌	未検出	×		12	
3	3	カドミウム及びその化合物	0.003	○	1回以上/年 1回以上/3ヶ月	1,4	過去3箇年に、取水地点又は浄水方法を変更した採水地点があるため。
4	4	水銀及びその化合物	0.0005	○		1,4	
5	5	セレン及びその化合物	0.01	○		1,4	
6	6	鉛及びその化合物	0.01	○		1,4	
7	7	ヒ素及びその化合物	0.01	○	1回以上/3ヶ月	4	基準値に対する結果値が20%を超える採水地点があるため。
8	8	六価クロム化合物	0.02	○	1回以上/年 1回以上/3ヶ月	1,4	過去3箇年に、取水地点又は浄水方法を変更した採水地点があるため。
9	9	亜硝酸態窒素	0.04	○		1,4	
10	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	×	1回以上/3ヶ月	4	省略不可項目。過去3箇年に、取水地点又は浄水方法を変更した採水地点があるため。
11	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○	1回以上/3ヶ月	4	基準値に対する結果値が20%を超える採水地点があるため。
12	12	フッ素及びその化合物	0.8	○	1回以上/年 1回以上/3ヶ月	1,4	過去3箇年に、取水地点又は浄水方法を変更した採水地点があるため。
13	13	ホウ素及びその化合物	1	○		1,4	
14	14	四塩化炭素	0.002	○		1,4	
15	15	1, 4-ジオキサン	0.05	○		1,4	
16	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	○		1,4	
17	17	ジクロロメタン	0.02	○		1,4	
18	18	テトラクロロエチレン	0.01	○		1,4	
19	19	トリクロロエチレン	0.01	○		1,4	
20	20	ベンゼン	0.01	○		1,4	
21	21	塩素酸	0.6	×		1回以上/3ヶ月	
22	22	クロロ酢酸	0.02	×	4		
23	23	クロロホルム	0.06	×	4		
24	24	ジクロロ酢酸	0.03	×	4		
25	25	ジプロモクロロメタン	0.1	×	4		
26	26	臭素酸	0.01	×	4		
27	27	総トリハロメタン	0.1	×	4		
28	28	トリクロロ酢酸	0.03	×	4		
29	29	プロモジクロロメタン	0.03	×	4		
30	30	プロモホルム	0.09	×	4		
31	31	ホルムアルデヒド	0.08	×	4		
32	32	亜鉛及びその化合物	1	○	1回以上/年 1回以上/3ヶ月	1,4	過去3箇年に、取水地点又は浄水方法を変更した採水地点があるため。
33	33	アルミニウム及びその化合物	0.2	○		1,4	
34	34	鉄及びその化合物	0.3	○		1,4	
35	35	銅及びその化合物	1	○		1,4	
36	36	ナトリウム及びその化合物	200	○		1,4	
37	37	マンガン及びその化合物	0.05	○	1,4		
38	38	塩化物イオン	200	×	1回以上/月	12	省略不可項目
39	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	○	1回以上/3ヶ月	4	過去3箇年に、取水地点又は浄水方法を変更した採水地点があるため。
40	40	蒸発残留物	500	○	1回以上/3ヶ月	4	基準値に対する結果値が20%を超える採水地点があるため。
41	41	陰イオン界面活性剤	0.2	○	1回以上/年、1回以上/3ヶ月	1,4	過去3箇年に、取水地点又は浄水方法を変更した採水地点があるため。
42	42	ジェオスミン	0.00001	○	1回以上/3ヶ月	4	基準値に対する結果値が20%を超える採水地点があるため。
43	43	メチルイソボルネオール	0.00001	○		4	
44	44	非イオン界面活性剤	0.02	○		4	
45	45	フェノール類	0.005	○	1回以上/年、1回以上/3ヶ月	1,4	過去3箇年に、取水地点又は浄水方法を変更した採水地点があるため。
46	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	×	1回以上/月	12	省略不可項目
47	47	PH値	5.8~8.6	×		12	
48	48	味	異常でない	×		12	
49	49	臭気	異常でない	×		12	
50	50	色度	5度以下	×		12	
51	51	濁度	2度以下	×		12	

(水質検査表2) 毎日検査(3項目)

No	1日1回行う検査項目	評価	省略 可否	水道法適用 指定検査頻度	検査頻度 (回/年)	設定理由等
1	色	異常なし	◎	毎日	366	省略不可項目
2	濁り	異常なし	◎		366	
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l 以上	◎		366	

＜法令に基づく水質検査＞

(水質検査表3) 水質基準項目(原水39項目)

R5.4.1

(鹿屋市水道事業)

No	表項	水質基準項目	基準値 (mg/l以下)	省略 可否	水道法適用 指定検査頻度	検査頻度 (回/年)	設定理由等	
1	1	一般細菌	100	×	1回以上/月	1	過去の検査結果上、突出して異常な値が検出されることがない為、年に1回実施とする。	
2	2	大腸菌	未検出	×	1回以上/月	1		
3	3	カドミウム及びその化合物	0.003	○	1回以上/年、1回以上/3ヶ月	1		
4	4	水銀及びその化合物	0.0005	○		1		
5	5	セレン及びその化合物	0.01	○		1		
6	6	鉛及びその化合物	0.01	○	1回以上/3ヶ月	1		
7	7	ヒ素及びその化合物	0.01	○		1		
8	8	六価クロム化合物	0.05	○		1		
9	9	亜硝酸態窒素	0.04	○	1回以上/3ヶ月	1		消毒副生成物(浄水処理の為の塩素消毒等で発生する項目)であるため。
10	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	×	1回以上/3ヶ月	1		
11	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○	1回以上/3ヶ月	1		
12	12	フッ素及びその化合物	0.8	○	1回以上/年、1回以上/3ヶ月	1		
13	13	ホウ素及びその化合物	1	○		1		
14	14	四塩化炭素	0.002	○		1		
15	15	1, 4-ジオキサン	0.05	○		1		
16	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	○		1		
17	17	ジクロロメタン	0.02	○		1		
18	18	テトラクロロエチレン	0.01	○		1		
19	19	トリクロロエチレン	0.01	○		1		
20	20	ベンゼン	0.01	○		1		
21	21	塩素酸	0.6	×		1回以上/3ヶ月	消毒副生成物(浄水処理の為の塩素消毒等で発生する項目)であるため。	
22	22	クロロ酢酸	0.02	×				
23	23	クロロホルム	0.06	×				
24	24	ジクロロ酢酸	0.03	×				
25	25	ジブromクロロメタン	0.1	×				
26	26	臭素酸	0.01	×				
27	27	総トリハロメタン	0.1	×				
28	28	トリクロロ酢酸	0.03	×				
29	29	ブromジクロロメタン	0.03	×				
30	30	ブromホルム	0.09	×				
31	31	ホルムアルデヒド	0.08	×				
32	32	亜鉛及びその化合物	1	○	1回以上/3ヶ月	1	過去の検査結果上、突出して異常な値が検出されることがない為、年に1回実施とする。	
33	33	アルミニウム及びその化合物	0.2	○	1回以上/年、1回以上/3ヶ月	1		
34	34	鉄及びその化合物	0.3	○		1		
35	35	銅及びその化合物	1	○		1		
36	36	ナトリウム及びその化合物	200	○	1回以上/3ヶ月	1		
37	37	マンガン及びその化合物	0.05	○		1		
38	38	塩化物イオン	200	×		1回以上/月		1
39	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	○	1回以上/年、1回以上/3ヶ月	1		
40	40	蒸発残留物	500	○	1回以上/3ヶ月	1		
41	41	陰イオン界面活性剤	0.2	○	1回以上/年、1回以上/3ヶ月	1		停滞水源がない為、年に1回のみの安全確認とする。
42	42	ジェオスミン	0.00001	○	1回以上/3ヶ月	1		
43	43	メチルイソボルネオール	0.00001	○	1回以上/3ヶ月	1		
44	44	非イオン界面活性剤	0.02	○	1回以上/3ヶ月	1		
45	45	フェノール類	0.005	○	1回以上/年、1回以上/3ヶ月	1		
46	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	×	1回以上/月	1		
47	47	PH値	5.8~8.6	×	1回以上/月	1		
48	48	味	異常でない	×	1回以上/月			
49	49	臭気	異常でない	×	1回以上/月	1		
50	50	色度	5度以下	×	1回以上/月	1		
51	51	濁度	2度以下	×	1回以上/月	1		

(水質検査表4) 水質管理目標設定項目

R5.4.1

No		目標値		検査頻度 (回/年)		設定理由等
				浄水	原水	
1	アンチモン及びその化合物	0.02	mg/l 以下	1	1	安全確認のため
2	ウラン及びその化合物	0.002	mg/l 以下	1	1	
3	ニッケル及びその化合物	0.02	mg/l 以下	1	1	
4	1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/l 以下	1	1	
5	トルエン	0.4	mg/l 以下	1	1	
6	フタル酸ジ (2-1) (H ₂ C ₄ H ₂ O ₄)	0.08	mg/l 以下	1	1	
7	亜塩素酸	0.6	mg/l 以下	1	—	消毒剤、消毒副生成物のため
8	二酸化塩素	0.6	mg/l 以下	1	—	
9	ジクロロアセトニトリル	0.01	mg/l 以下	1	—	
10	抱水クロラール	0.02	mg/l 以下	1	—	
11	農薬類 (※1)	1	mg/l 以下	1	1	散布時期に月1回検査を行う
12	残留塩素	1	mg/l 以下	1	—	
13	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10-100	mg/l 以下	1	1	安全確認のため
14	マンガン及びその化合物	0.01	mg/l 以下	1	1	
15	遊離炭酸	20	mg/l 以下	1	1	
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	mg/l 以下	1	1	
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	mg/l 以下	1	1	
18	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3	mg/l 以下	1	1	
19	臭気強度 (TON)	3	以下	1	1	
20	蒸発残留物	30-200	mg/l 以下	1	1	
21	濁度	1	度	1	1	
22	pH値	7.5	度以下	1	1	
23	腐食性 (ランゲリア指数)	-1から0	程度	1	1	
24	従属栄養細菌	2000	以下	1	1	
25	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	mg/l 以下	1	1	
26	アルミニウム及びその化合物	0.1	mg/l 以下	1	1	
27	PFOS及びPFOA	0.00005	mg/l 以下	1	1	

(※1) 農薬類の項目

No		用途	該当項目
7	フェニトロチオン (MEP)	殺虫剤	○
9	クロロタロニル (TPN)	殺菌剤	○
34	メタラキシル	殺菌剤	○
40	ピリプチカルブ	除草剤	○
51	フサライド	殺菌剤	○
52	メフェナセット	除草剤	○
70	エトフェンプロックス	殺虫剤	○
84	ダイムロン	除草剤	○

(水質検査表5) クリプトスポリジウム等の項目

R5.4.1

No	独自に行う水質項目	採水箇所	検査頻度 (回/年)		備考	
			浄水	原水		
1	指標菌 (大腸菌、嫌気性芽胞菌)	高松水源地	—	4	クリプトスポリジウムの汚染対策である施設整備が済んでいる施設以外についても、状況確認のため検査を実施します。 ※青字は、整備済みの施設です。 ※緑字は、整備中の施設です。	
		荒谷水源地	—	4		
		新高瀬水源地	—	4		
		高牧第1水源地	—	4		
		高牧第2水源地	—	12		
		名貴第2水源地	—	4		
		田崎第3水源地	—	4		
		田崎第1水源地	—	4		
		田崎第2水源地	—	4		
		田崎第4水源地	—	4		
		柏木水源地	—	12		
		古江第2水源地	—	12		
		船塚水源地	—	4		
		高橋ポンプ場	—	4		
		立小野水源地	—	4		
		吾平第1水源地	—	4		
		上百引水源地	—	4		
		唐鎌第1水源地	—	4		
			下百引水源地	—		4
			岳野第1水源地	—		4
	市成水源地	—	4			
	上場水源地	—	4			
	諏訪原水源地	—	4			
2	クリプトスポリジウム	高牧第2水源地	—	4	その他水源は、レベル4及びレベル3施設 (各水源年1回実施)。	
		柏木水源地	—	4		
		古江第2水源地	—	4		
		その他水源	—	7		

「水道水中のクリプトスポリジウム等対策指針の実施について」の指針設定概要

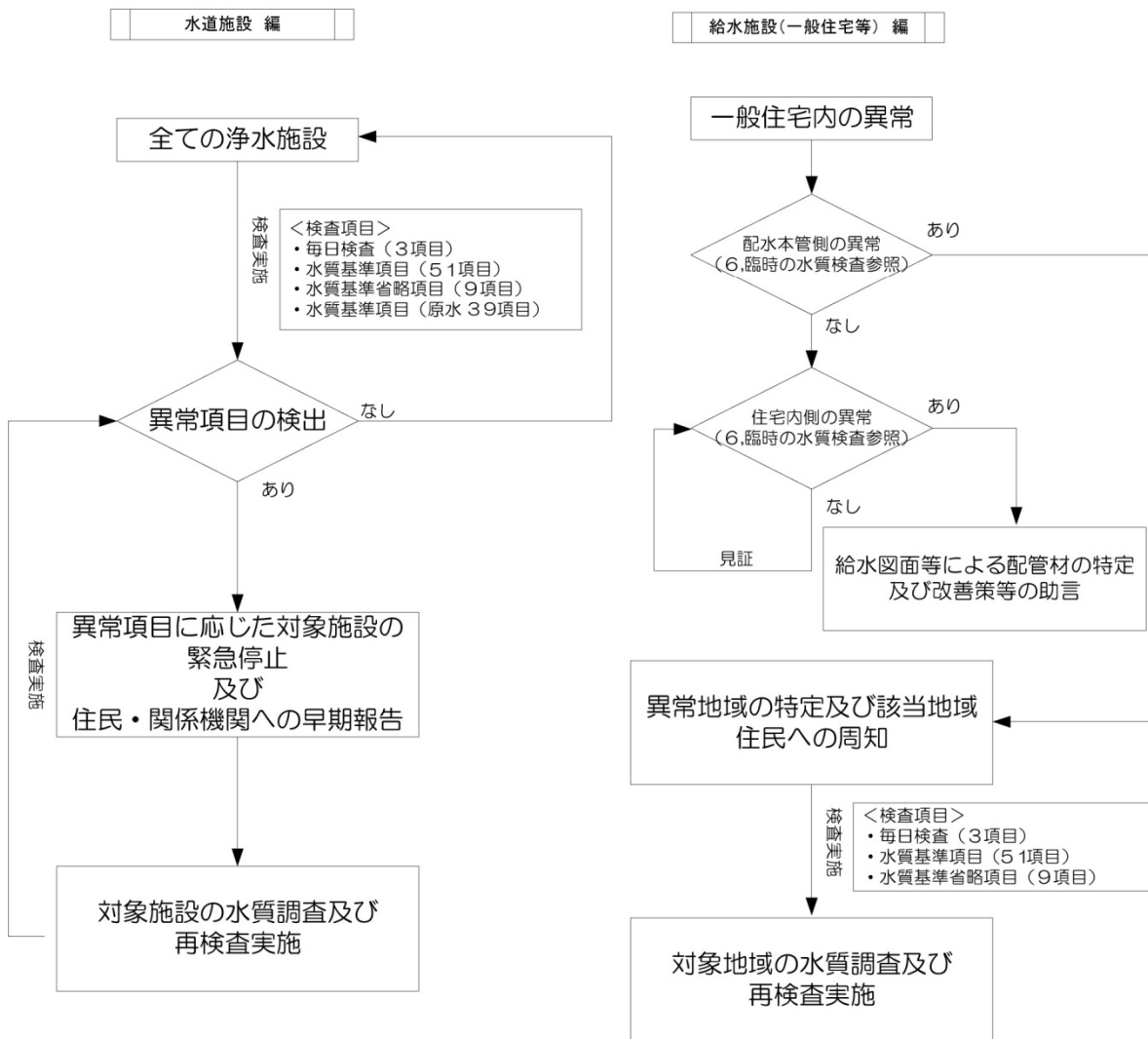
平成19年3月30日付通知文厚生労働省健水発第0330005号

項目	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1
レベルの判断 (詳細は通知文参照)	クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高い 地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設	クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある 地表水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設	当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い 地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されない施設	クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い 地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されない施設
該当水源種別	河川表流水	湧水・浅井戸・深井戸	河川表流水・湧水・浅井戸・深井戸(不圧地下水)	深井戸(被圧地下水)
該当水源地	高牧第1水源地	高松水源地	荒谷水源地	田崎第1水源地
	高橋水源地	新高隈水源地	田崎第四水源地	田崎第2水源地
	吾平第1水源地	高牧第2水源地(UV整備予定)	船塚水源地	田崎第3水源地
		柏木水源地(R8休止)	名貴第2水源地	吾平第2水源地
		古江第2水源地(UV整備予定)	上百引水源地	立小野水源地
		市成水源地	下百引水源地	唐鎌第1水源地
		上場水源地	諏訪原水源地	岳野水源地
	※4施設は、整備済み。1年に1回以上クリプトスポリジウム検査を実施。			
施設整備	(a)ろ過設備であって、濾過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能な濾過設備を整備すること。 (b)ろ過設備及びろ過後の水を処理するための紫外線処理設備であって、要件を満たすこと。 ※ろ過設備:急速濾過、緩速濾過、膜濾過等	以下のいずれかの方法を整備すること。 ・左記のような濾過設備。 ・クリプトスポリジウム等を不活化することができる紫外線処理設備。 ・水源変更。		被圧地下水であっても、レベルを上げて対策を講じることは可能である。
該当水源地		高牧第2水源地(UV整備予定)		
		柏木水源地(R8休止)		
		古江第2水源地(UV整備予定)		
原水等の検査	・クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査すること。 ・施設整備期間中においては、サンプル水を毎日20%採水し、14日間以上保管すること。 ・施設整備後は、原水のクリプトスポリジウム等を1年に1回以上検査すること。		3ヶ月に1回以上、原水の指標菌の検査を実施すること。	・年1回、原水の水質検査を行い、大腸菌・トリクロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認すること。 ・3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナの状況、堆積物の状況等の点検を行うこと。
該当水源地		高牧第2水源地(UV整備予定)	荒谷水源地	田崎第1水源地
		柏木水源地(R8休止)	田崎第四水源地	田崎第2水源地
		古江第2水源地(UV整備予定)	船塚水源地	田崎第3水源地
			名貴第2水源地	吾平第2水源地
			上百引水源地	立小野水源地
			下百引水源地	唐鎌第1水源地
			諏訪原水源地	岳野水源地
	※3施設は、整備済み。1年に1回以上クリプトスポリジウム検査を実施。			

水道法施行規則第15条の要約

注	解釈	適用号	備考
※1	連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで検査頻度を減らすことが可能。	3のイ	省略不可（連続的計測器が無い為）
※2	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、 <u>原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く）</u> であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。	3のハ	省略不可（3ヶ月に1回測定） （水源地の増減または水源種別の変更等が過去にあった為。また、拡張計画中であり、変更等がある為。）
※3	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可	4の下表（1段目）	各水源によって結果値に安定性が無い為。 特に河川または河川に近い水源。
※4	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可	4の下表（2段目）	各水源によって結果値に安定性が無い為。 住民から鉱物の結果値を参考にしたいという要望が多いため。また、水源地の特性を説明する為。
※5	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可	4の下表（3段目）	各水源によって結果値に安定性が無い為。 特に河川表流水。
※6	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可	4の下表（4段目） 3のロ	浅井戸・深井戸・湧水・河川表流水、全ての水源種別が混在する中、水源の周辺を勘案すると省略できない。

水質検査実施対策フロー



＜補足＞

給水施設（一般住宅等）における水質異常の例として、

- ① 赤もしくは茶色っぽい水が出る。
 - ② 浴場（タイル等）、洗面所（洗面台）、台所（シンク）に青っぽい色がつく。
 - ③ 水がビニル臭い。
- 等があげられます。

これらの原因は様々ですが、宅内で使用されている配管や給湯管の材質によって、検出される可能性があります。そこで、水質検査だけに頼るのではなく、多方面から原因を究明するように努力しています。

令和6年度水質検査計画

鹿屋市上下水道部工務課

〒893-0014

鹿屋市寿2丁目11番18号

電話 0994-43-2800

FAX 0994-43-3646
